

広域連合の展開

村 上 博

はじめに

広域連合は、長い曲折を経て一九九五年六月一五日施行の地方自治法の一部改正法律によって創設された。創設当初の九六年には一圏域で、九七年までには七圏域で設立されただけで、介護保険およびダイオキシン類対策としてのごみ処理を事務とする広域連合はまだ存在しなかった。そこで地方分権推進委員会第二次勧告（一九九七年七月）も「特に、広域連合制度については、その活用状況が十分ではない面があることから、制度内容の周知、広域行政アドバイザー等による支援、設立手続の一層の簡素化の検討、その他支援措置による設立促進策等の措置を講ずるとともに、広域連合に対する国や都道府県からの権限委譲を積極的に推進する」ことを要求していた。それでも九八年までは一七圏域で設立されるに止まっていた。ところが二〇〇〇年四月の介護保険の実施およびダイオキシン類対策としてのごみ処理の広域的対応（ごみ処理に係るダイオキシン削減対策検討会「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止

等ガイドラインについて」一九九七年一月二三日」という新しい行政課題が、差し迫った事務として市町村に受け止められて以降、九九年内にいっきよに三九圏域で設立された。九九年までの総計では五六圏域にもなり、「広域連合 頼みの綱に」と報道されるほどになった。そして二〇〇一年七月一日現在、合計二九道府県で七四広域連合（構成団体数は二県一〇四市四二町一九〇村四組合）が発足している（総務省資料による。表1参照）。（なお同年一月二日現在、三〇道府県で七五広域連合が発足）そこで本稿では、なぜこのように多くの広域連合が設立されたのか、及び広域連合は立法者が想定したものとして実際に機能しているのか等について以下検討する。そこでまず、地方自治法に規定された広域連合について、つぎに実際に創設された広域連合の機能について論ずることにする。

I 法規範としての広域連合の評価

地方自治法に規定されている広域連合、すなわち法規範としての広域連合の評価は、今日の段階では未だ定まっていいるとは言えないが、おおきく二つに分類することが可能であろう。一つは、広域連合を「市町村以上、都道府県未満」の自治体として評価する立場である。もう一つは、広域連合を中央集権的地方公共団体と評価する本稿の立場である。そこで以下二つの立場を検討することにする。

一 「市町村以上、都道府県未満」の自治体説

広域連合を「市町村以上、都道府県未満」の自治体と捉える説によれば、広域連合は、①基礎的自治体の広域的な事務の共同処理システムであること、および②ひとつの圏域で対応すべきものについて判断し、住民に説明可能な「民

主」の仕組みを導入した責任主体となりうる制度的仕組みである点において、積極的に評価される。広域連合は、基礎的自治体のガバナンスを前提として、広域の課題に対処しようとする自治の手法、とみなされる。そこで広域連合は、その運用の仕方によっては、分権時代における自己決定、自己責任に基づく真の地方自治を展開する可能性を秘めている。広域連合は、「市町村以上、都道府県未満」の自治体として発展途上である。市町村で担えない事務を都道府県より住民に近い広域連合で行うことは、住民にとっても歓迎すべきことである、と結論づけられる⁽¹⁾。

二 「中央集権的地方公共団体」説

前述のように、広域連合を「市町村以上、都道府県未満」の自治体として発展途上にあると評価することは、現行の一部事務組合制度の問題点との比較においてのみ、広域連合の性質を論じるものであり、必ずしも適切ではない、と思われる。広域連合制度それ自体を総体として検討するならば、むしろ「中央集権的地方公共団体」と評価するところが適切である。なぜなら広域連合制度は、つぎの特徴をもっているからである。

① 広域連合に固有の手續として、総務大臣は、広域連合の設置、規約の変更および解散の許可をしようとするときには、国の関係行政機関の長に協議しなければならない（地自法二八四条四項、二九一条の三第二項、二九一条の一〇第二項）。この理由は、国から広域連合に対して権限等の委任が行われるとき、または複数の相当程度の広域にわたる事務を処理する広域連合のときには、広域連合の設立・解散が国の施策、事務等に深い関係を有することとなるからである。広域連合では、一部事務組合と異なり、許可をした知事はその旨を公表するとともに、総務大臣に報告し（二八五条の二第二項、二九一条の三第五項、二九一条の一〇第三項）、報告を受けた総務大臣は関係行政機関の長に通知しなければならない（二八五条の二第三項、二九一条の三第六項、二九一条の一〇第四項）。なお一部事務組合

の解散が届出で足りるとされているのと異なり、広域連合の解散の場合には、設置許可者の許可が必要とされていることも忘れられてはならない。

また広域連合は、国の政策を具体化する「他の法律の規定による計画であつて当該広域計画の項目に関連する事項を定めるものとの調和が保たれるように」(二九一条の七第二項)広域計画を作成したときは、それを総務大臣または都道府県知事に提出しなければならない(二九一条の七第三項)。その場合、総務大臣は直ちにその内容を国の関係行政機関の長に通知しなければならない(同条四項)。広域連合は、広域計画に定める事項を一体的かつ円滑に推進するため、国の地方行政機関の長などによって組織される協議会を設置できる(二九一条の八)。このように、分権化の受け皿として想定された広域連合が、集権の一形態となりうることに、注意しなければならない。

② 広域連合は、その構成自治体の直接的関与なしに、国などから直接に「広域連合の事務に関連するもの」の委任を受け、他方広域連合の長は、都道府県の加入する場合には国の行政機関の長に、その他の場合には都道府県に、「当該広域連合の事務に密接に関連する」権限・事務の委任を要請することができる(二九一条の二)。なお広域連合が国などに委任を要請する場合、国などが広域連合に委任するときと比べ、「密接に関連する」ものに限定される理由の一つとして、権限の委任が着実に進むよう、「広域連合が行う要請は現実的で真摯なものであるべき」ことが挙げられている。したがって広域連合は、国による個別の権限配分政策の中で積極的な位置づけを与えられると共に、これへの自らの積極的な対応が期待される行政体となっている。

また、「市町村以上、都道府県未満」の自治体説は、一部事務組合に関し定めのない、広域連合の長に対する規約変更のための要請請求、普通地方公共団体と同様の直接請求制度が認められたこと(二九一条の六)、ならびに議会の議員および長の選任を住民による直接または間接選挙に限定することによって(二九一条の五)、組織の構成・運営につ

いて一定の民主的制度が保障されている点をとらえて、広域連合の「民主」の仕組みを高く評価している。しかしこの評価はつぎの理由から妥当ではない。まず住民による直接選挙に限定しなかったことは、広域連合における住民自治の保障の不十分さを示している。つぎに普通地方公共団体における住民の直接請求に関する規定の広域連合のそれへの準用は、広域連合に対する住民の自治意識が醸成されなるときには不適切であり、むしろ一種の免罪符的役割を果たすだけである。したがって直接請求制度は、実際上は住民による行政の民主的統制の手段とならないであろう。

さらに、広域連合は市町村自治を侵害する可能性すらある。なぜなら広域連合は、一部事務組合に比して、構成団体との関係において一定の独立性を有し、自主的・自律的な行政運営を行うことができる権能を有しているからである。まず広域連合は、構成団体に対し規約の変更要請をすることができる。この要請があったときは、構成団体はこれを尊重して、必要な措置を執るようしなければならない（二九一条の三第七項・八項）。また広域連合は広域計画を作成し、その実施につき、構成団体に対し勧告を行うことができ（二九一条の七第八項）、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる（同条九項）。

以上から明らかなように、国の関係行政機関との十分な連絡調整の下で、広域連合を運営することが強調されており、広域連合は、国家政策の実現という目的の為に、住民の権利・利益や生活に関わる一部の行政を執行する手段となりうる。⁽²⁾たとえば二一世紀の関西を考える会は、二〇〇〇年七月一〇日に、市町村合併を前提に、新たな広域行政組織としての関西連合（この段階で府県は発展的に解消）に至るまでの中間段階として、広域連合制度を活用することを提案している。⁽³⁾

II 法制度としての広域連合の実態

一 概 観

既述のように、全国で七四の広域連合が設立されている。今日の時点では、未だ広域連合制度は定着しておらず、過渡期の段階にあるといえよう。そこで今後の動向を見る必要があることから、即断することは許されないが、制度化されている広域連合の実態を、設立された県別、都道府県の広域連合への参加の有無に着目して概観すると、以下のとおり、前述の法規範としての広域連合とは違う姿がみえてくる。⁽⁴⁾

まず県別でみると、とくに長野県では、一二〇町村すべてを包摂する一〇広域市町村圏の広域行政機構がそのまま一〇の広域連合に移行している。また三重県にも一〇の広域連合がある。広域連合の構成団体についてみると、松阪地方介護広域連合と度会広域連合の二つの広域連合を除いて、他の広域連合は、『新しい総合計画 三重のくにづくり宣言 二〇一〇年への変革と創造』(一九九七年一月)において提示された九ブロックの生活創造圏に対応している。岐阜県には八つある。さらに北海道、熊本県には四つの広域連合があり、大分県では一〇の広域行政圏のうち四つの広域行政機構が現在広域連合である。広域連合を一番最初に設立した大分県の場合は、広域連合制度が合併に代わる現実的手法であるとの平松知事の考えに基づき進められている。将来的には広域連合が基礎単位とされ、県の存在が希薄化することによって、九州府を設立する構想へとつながっている。他方、広域連合がまったく存在しない都道府県もあるが、そのうち宮城県は市町村合併を推奨していることから、広域連合制度の活用を考えていない。⁽⁵⁾

つぎに、複合的一部事務組合の場合には都道府県が構成団体になれないのに対し、広域連合では都道府県が構成団

体になれることから、都道府県を構成団体とする広域連合の設立も注目されていた。しかし都道府県のみによる広域連合、すなわち都道府県連合は存在しない。また県が構成団体になっている広域連合も二つに止まっている。一つは、埼玉県および埼玉県内の九二全市町村から構成される「彩の国さいたまづくり広域連合」であり、構成団体の職員の人材の開発、交流及び確保に関する事務を処理する。もう一つは、隠岐広域連合であり、病院の設置、管理および運営、介護保険の実施（県事務を除く）ならびに救急医療対策事業に関する事務を処理する。

したがって、ほとんどの広域連合が市町村のみによる広域連合、すなわち市町村連合である。とくに岐阜県における八つの広域連合のうち、七つが町だけまたは町村による広域連合である。町村のみによる広域連合につき、辻山教授は、高齢者介護の問題は地域の活性化や支え合いを含む地域の力を高めていくことが求められることから、地域の一体性を成り立たせている圏域の広がり重視すべきであり、「隣接する都市自治体との機能連携を視野に入れておかなければ将来にわたる地域の一体性を保持できないのではないか」と懸念がある」と問題点を指摘されている。⁽⁶⁾しかしこの点については、一市（人口約六四〇〇人）五町からなる、いわば町村のみによる広域連合といつてよい北海道の空知中部広域連合長のつぎの言葉が重視されなければならない。「規模の異なる地域間での広域連携では、人口規模の大きなところが小さなところに『してやる』という意識を生む。小さな町にとって『してもらう』という負い目は好むものではない。⁽⁷⁾」基礎自治体の自治を保障するためには、広域行政機構を構成する自治体の対等平等な関係も重要な要素である。

二 広域連合の事務

つぎに、広域連合が処理する事務に注目すると、広域市町村圏行政機構を広域連合に統一化する広域市町村圏型広

域連合と、介護保険など特定の事務の処理を主として目的とする特定事務型広域連合とに区別される。

(1) 広域市町村圏型広域連合

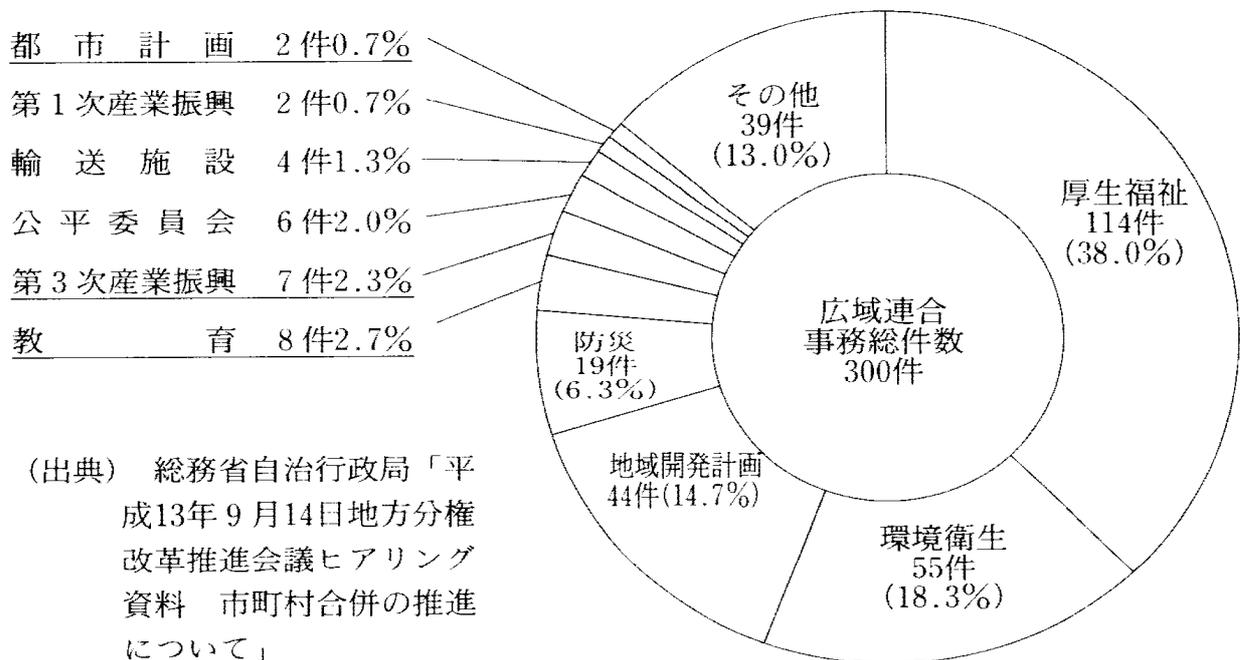
約三分の一の広域連合が広域市町村圏計画やふるさと市町村圏計画の策定を事務としている。従来の協議会や一部事務組合が統合されたり、従来の広域市町村圏組合や広域市町村圏協議会が広域連合化されることによつて、広域市町村圏の行政機構として広域連合が設立されている。この広域連合は広域行政圏を一つの行政区域と捉え、圏域の総合的な広域行政体となつていく可能性がある。⁽⁸⁾この広域市町村圏型広域連合こそ、広域連合制度を創設した立法者が想定したものであり、今後の展開に注意しなければならない。

(2) 特定事務型広域連合

(ア) 概観

特定事務型広域連合は、介護保険事務の広域化を目的とする広域連合が際だつており(図1参照)、とりわけ坂井郡介護保険広域連合(福井県)、伊賀介護保険広域連合(三重県)、紀南介護保険広域連合(三重県)、松阪地方介護広域連合(三重県)及び福岡県介護保険広域連合(福岡県)のように、介護保険・介護を広域連合名にしているものもある。これらについては、後に詳しく検討する。その他には、広域連合名でみると、函館圏公立大学広域連合(北海道)のように、大学の設置・管理・運営だけを目的とするものや、西いぶり廃棄物処理広域連合(北海道)、渡島廃棄物処理広域連合(北海道)及び香肌奥伊勢資源化広域連合(三重県)のように、ごみ処理だけを事務とするものがある。さらに構成団体の人材開発、交流及び確保のみを処理事務とする彩の国さいたま人づくり広域連合(一九九九年五月

図1 広域連合の事務の種類別割合（2000年7月1日）



一四日設立)がある。職員の共同研修をその事務の一部とする広域連合は、気仙広域連合(一九九八年三月一八日設立)、菊地広域連合(一九九八年七月一日設立)、松本広域連合(一九九九年二月一日設立)、上益域広域連合(一九九九年四月一日設立)、天草広域連合(一九九九年七月一日設立)、益田広域連合(一九九九年九月一日設立)、北アルプス広域連合(二〇〇〇年二月一日設立)、長野広域連合(二〇〇〇年四月一日設立)および北信広域連合(二〇〇〇年四月一日設立)がある。人材開発等の全領域を事務とする広域連合は、彩の国さいたまづくり広域連合が初めてである。この埼玉県の広域連合は県主導で運営されることによつて、市町村の政策や人事など行政の基本部分が、職員研修等の人材開発事業を通じて県の影響下におかれることになる。自治体職員の人材開発等を広域連合で一体的に行う背景には、民間型の成績主義的人事管理制度を導入しようとする政府の政策がある。しかし県・市町村職員の人材開発事務のために、自治体と別個の特別地方公共団体を設置する必要性はない⁽⁹⁾。なお長崎県では、政策立案能力やコスト感覚の向上が求められていることへの対応として、都道府県レベルでは全国で

初めて県自治研修所を廃止し、民間の専門機関に全面委託する、という地方自治を放棄する市場化の方向が現れており、今後注意する必要がある（四国新聞二〇〇〇年二月二六日参照）。

単一の自治体が処理してきた税務事務を広域連合で処理するものとしては、鳥取中部ふるさと広域連合（一九九八年四月一日設立）が全国で初めてである。この税務事務は、一部事務組合である中部広域行政管理組合のときには、共同化されていなかった事務である。一九九七年改正の地方税法によって、複数の自治体で固定資産評価審査委員会の共同化ができるようになった。そこで小さな町村で税の専門的知識をもつ人を選び、委員を委嘱することは容易でないことから、固定資産評価審査に関する事務が広域連合の事務とされた。また固定資産税、住民税、国民健康保険税などの滞納整理に関する事務も、狭い地域ではなかなか法的措置に踏み切れないことから、広域連合の事務とされた。⁽¹⁰⁾その後、安芸たかた広域連合（二〇〇〇年一月一日設立）も同様に処理する。

(イ) 介護保険の広域化と広域連合

二〇〇〇年一月一四日厚生省調査によれば、広域的な介護保険者運営を行う五九地域（四四一市町村）のうち、広域連合は二八地域（二二市一六七町五三村）であり（表2参照）、介護認定審査会を広域的に設置する四七七地域（二五四五市町村）のうち、広域連合は五五地域（五〇市二九六町一四二村）である（表3参照）。

都道府県別にみると、都道府県のバックアップ体制の有無により市町村の取り組みに差が出る結果となっている。広域的な保険者運営についてみると、七つの広域連合（一市二四町二一村）と一つの一部事務組合（二町一村）を設置する岐阜県とともに、五つの広域連合（二三市町村）と一つの一部事務組合（四町村）を設置する三重県、二つの広域連合（一七町村）と四つの一部事務組合（二二市町村）のある島根県が際だっている。これは、三重県では、県主導の下に一定規模の都市が中心となって周辺の町村が加わる広域運営が、島根県では、県の指導の下に県内をブ

広域連合の展開（村上）

表2 広域的な保険者運営を行う市町村

平成12年1月14日調査

	都道府県別市町村数			広域連合				一部事務組合				市町村相互財政安定化事業			
	市特別区	町	村	地域数	市	町	村	地域数	市	町	村	地域数	市	町	村
北海道	34	154	24	1	1	5									
青森県	8	34	25												
岩手県	13	30	16	1	1	2		2	1	7	3				
宮城県	10	59	2												
秋田県	9	50	10					2	2	18	3				
山形県	13	27	4												
福島県	10	52	28												
茨城県	20	48	17												
栃木県	12	35	2												
群馬県	11	33	26												
埼玉県	43	38	11												
千葉県	31	44	5												
東京都	50	5	8												
神奈川県	19	17	1												
新潟県	20	57	35					1		2	2				
富山県	9	18	8					5	4	18	8				
石川県	8	27	6	1			5								
福井県	7	22	6	1		6									
山梨県	7	37	20												
長野県	17	36	67	1	1	1	5	1		1	2				
岐阜県	14	55	30	7	1	24	21	1		2	1				
静岡県	21	49	4					1		3					
愛知県	31	47	10	1	3	1						1		2	3
三重県	13	47	9	5	5	14	4	1		3	1				
滋賀県	7	42	1	1		5	1								
京都府	12	31	1												
大阪府	33	10	1	1	3										
兵庫県	22	66	0												
奈良県	10	20	17												
和歌山県	7	36	7					1		2	1				
鳥取県	4	31	4	1		3	1								
島根県	8	41	10	2		12	5	4	3	16	3	2	3	8	2
岡山県	10	56	12					1		4					
広島県	13	67	6	1		6									
山口県	14	37	5												
徳島県	4	38	8									1		6	2
香川県	5	38	0												
愛媛県	12	44	14												
高知県	9	25	19												
福岡県	24	65	8	1	4	60	8								
佐賀県	7	37	5	1	2	13	3	3	4	22	2				
長崎県	8	70	1	2		15		3	2	27					
熊本県	11	62	21												
大分県	11	36	11												
宮崎県	9	28	7												
鹿児島県	14	73	9									1		7	
沖縄県	10	16	27												
全 国	694	1,990	568	28	21	167	53	26	16	125	26	5	3	23	7

広域的な保険者運営を行う地域	59地域
広域的な保険者運営を行う市町村	441市町村

※1) 平成12年4月1日までに広域化を行う（形態の変更を含む）ことを決定している地域を含む
 ※2) 平成11年9月現在で介護保険財政の広域化を決定していた地域は55地域413市町村
 (出典) 介護保険制度実施推進本部『全国介護保険担当課長会議資料』2000年1月26日、70頁。

表3 認定審査会の設置形態

平成12年1月14日調査

	都道府県別市町村数			機関の共同設置			広域連合			一部事務組合			事務の委託			単独実施			
	市	特別区	町	村	地域数	市	町	村	地域数	市	町	村	地域数	市	町	村	市	町	村
北海道	34		154	24	45	11	138	24	1	1	5							22	11
青森県	8		34	25	1	1	3	4	2	3	13	12	3	4	18	9			
岩手県	13		30	16	6	5	9	6	2	3	4		5	4	15	10		1	2
宮城県	10		59	2	10	1	28	1					5	5	30	1	1	4	
秋田県	9		50	10	3		12	2					6	6	34	8	2	3	2
山形県	13		27	4	3	1	13	4										12	14
福島県	10		52	28	12	2	32	10					4	3	19	18		5	1
茨城県	20		48	17	15	5	29	11					2		9	3	1	15	10
栃木県	12		35	2									2		6			12	29
群馬県	11		33	26	6	6	19	11					4	3	10	14		2	4
埼玉県	43		38	11	4	2	6	2					2	2	10	6	1	39	22
千葉県	31		44	5	6	1	18	3					3	3	17	2		27	9
東京都	50		5	8													2	50	5
神奈川県	19		17	1	2		7											19	10
新潟県	20		57	35	15	9	31	21					6	3	21	14		8	5
富山県	9		18	8									5	4	18	8		5	
石川県	8		27	6	7	2	15	6					1		4			6	8
福井県	7		22	6	5	3	16	5	1		6		1	2		1		2	
山梨県	7		37	20	3	1	7	5	1	2	1	4	5	3	29	10	1	1	
長野県	17		36	67					8	11	27	58	2	6	9	9			
岐阜県	14		55	30	3	1	8		7	1	24	21	6	8	23	9		4	
静岡県	21		49	4	12	8	32	4					3		10			13	7
愛知県	31		47	10	5	1	15	4	1	3	1		3		8	4		27	23
三重県	13		47	9	4	3	15	1	8	7	29	7	1		3	1		3	
滋賀県	7		42	1	3	3	11		1		5	1	2		8			4	18
京都府	12		31	1									1	2	1		30	1	10
大阪府	33		10	1	4	4	6	1	1	3								26	4
兵庫県	22		66	0	3		10						7	2	33			20	23
奈良県	10		20	17	4	2	7	4	2	2	6	13	1		7			6	
和歌山県	7		36	7	4	1	11	1					4	2	17	4		4	8
鳥取県	4		31	4					1	1	8	1	2	3	23	3			
島根県	8		41	10	1	2	5		2		12	5	6	6	24	5			
岡山県	10		56	12	12	3	35	7	1		3		2	1	8	5	5	6	10
広島県	13		67	6	10	4	31	2	1		6		3	1	12	4		8	13
山口県	14		37	5	9	2	25	1					1		3	4		12	9
徳島県	4		38	8	5		11	1	1		7	1	4		20	6		4	
香川県	5		38	0									6	5	38				
愛媛県	12		44	14	10	1	30	11					2	2	5	3		9	9
高知県	9		25	19	7	4	13	6	1		3	2	5	2	8	8		3	1
福岡県	24		65	8	3	6	4		1	4	60	8						14	1
佐賀県	7		37	5	1	1	2		1	2	13	3	3	4	22	2			
長崎県	8		70	1	7	4	26	1	1		9		5	2	35			2	
熊本県	11		62	21	3	2	13	12	4	4	32	3	3	3	17	6		2	
大分県	11		36	11	1	1	5		4	3	13	3	5	7	18	8			
宮崎県	9		28	7	10	9	28	7											
鹿児島県	14		73	9					2		9		11	12	61	7	2	2	2
沖縄県	10		16	27									5	3	11	24		7	5
全 国	694		1,990	568	264	112	726	178	55	50	296	142	147	113	664	216	0	40	8

介護認定審査会を広域的に設置する地域 ※1	477地域
介護認定審査会を広域的に設置する市町村	2,545市町村
介護認定審査会を単独で設置する市町村	707市町村

※1) 事務の委託を行う市町村については、受託主体ごとに1地域として計上

※2) 平成12年4月1日までに広域化を行う(広域形態の変更を含む)ことを決定している地域を含む

(出典) 表2と同じ、71頁。

ック化して広域運営が行われているからである。認定審査会の広域的設置の形態を都道府県別にみると、長野県の八つの広域連合（一一市二七町五八村）が際だっている。なお広域的な保険者運営の形態につき、広域連合ではなく、一部事務組合を利用する秋田県、新潟県、富山県、和歌山県が注目される。

まず、介護保険を目的とする広域連合のメリットとして立法時に説明された都道府県の参加や都道府県からの権限委譲についてみると、どの広域連合においても実現していない。

つぎに、介護保険事務の一部の広域処理でもっとも多いのは要介護認定事務であるが、要介護認定事務だけの広域化であれば、二六四地域（一一二市七二六町一七八村）が認定審査会の共同設置をしているように（表3参照）、機関の共同設置のほうが効果的であり、広域連合を設置する必要はない。⁽¹¹⁾

さらに、広域連合はさまざまな問題をかかえている⁽¹²⁾。広域化が保険者管理をはじめとする事務を効率化するとしても、サービス提供を非効率にする。とくに巨大広域連合では、問題が大きい。たとえば佐賀中部広域連合（二市一三町三村、域内人口は三六万人で県人口の約四割、域内の要援護高齢者約八五〇〇人で県全体の五三％）の場合、県内市町村は高齢者福祉計画の水準が低く、介護サービスも遅れていたことから、このように大規模な広域連合が設立された。介護保険行政は、市町村にとってできればやりたくない事務とみなされている。この広域連合は、明らかに自治体の行政責任の放棄を意味している。また同じく巨大広域連合である福岡県介護保険広域連合（四市六七町村、域内人口一一万九千人）の場合、離島から山間地までの地形や人口密度、高齢者の状態、財政事情の違い、福祉サービス水準の違い等、さまざまな相違点を抱え込んでいるので、保険料の設定や事業計画の策定等、地域の介護を必要とする人の実態に応じたサービスが提供できるか疑問である。両広域連合とも、問題点として、構成市町村のニーズや地域の実態にばらつきが大きいこと、住民サービスの均等化が難しいことが指摘されている。

つぎに、中規模都市によって構成される広域連合も、同様に問題をかかえている。たとえば大阪府のくすのき広域連合（三市、合計人口三六万五千人）は、保険料格差が問題になった国民健康保険の二の舞を避けるために設立されており、住民の介護を受ける権利の保障とは無縁のものである。また同じく都市広域連合である知多北部広域連合（三市一町、合計人口約三〇万人）では、自治体の人口規模が三〇万〜五〇万人規模であれば、介護関連事業者が進出するということから、各構成自治体が単独で介護保険を運営できるにもかかわらず、民間が食指を伸ばせる介護サービスの市場づくりの為に広域化されている。ここには、民営化の推進をめざす社会保障構造改革の先駆けとしての介護保険の特徴がよく現れている。

したがって介護保険事務の広域化はもっぱら行政側にとつてのメリットであり、住民にとつてのメリットは限られている。サービス内容や保険料に格差を付けないという「横並び意識」や介護サービスの民営化が広域化をもたらしている。これは、基礎的自治体の地域密着性を放棄するものであり、市町村が本来果たすべき責任の回避を意味する。⁽¹³⁾

三 権限委譲

さらに、広域連合は国・県から直接権限委譲を受けるのが大きな特徴である。しかし国からの権限委譲を受けた広域連合は未だ存在しない。他方、県から権限を委譲された広域連合は八つある。全国で初めて県知事からの事務委譲がなされたのは、鳥取中部ふるさと広域連合である。具体的には、火薬類の譲渡等に関する許可事務及び液化天然ガス設備工事届の受理に関する事務が委譲されている。同じ事務がその後、長野県の七つの広域連合（上田地区広域連合、松本広域連合、木曾広域連合、南信州広域連合、北アルプス広域連合、佐久広域連合及び諏訪広域連合）にも委

譲されている。しかし委譲されているこれらの事務は、住民生活にとって重要な事務とは評価できない。

四 広域連合の組織・機構等

広域連合の組織・機構は、一部事務組合とほぼ同じである。広域連合の議員は構成自治体の議会の議長であることが多く、このような広域連合議会の議員の選出方法は地方自治法が禁止している宛て職の疑いがある⁽¹⁴⁾。またこの議員によって構成される広域連合議会はたんに形式にしか過ぎない。なぜなら一會期一日（実質わずか数時間）で年間わずかに三〇四日しか開催されず、ほとんどの場合議論もなく終わっているからである。広域連合の条例及び規則の多くは、構成市町村のそれらを準用したものであるが、なかには旧自治省が示した規約をそのまま使っているものもある⁽¹⁵⁾。住民参加の前提となる情報公開条例は、わずか二つの広域連合（函館圏公立大学広域連合、彩の国さいたまづくり広域連合）で制定されているだけである⁽¹⁶⁾。

また、広域計画こそが、広域連合を事務の共同処理組織である一部事務組合と区別する特質であるが、一般に広域計画の策定は、設立後そうとう遅れて策定されている⁽¹⁷⁾。これでは、広域連合は構成自治体の事務の共同処理組織以上には機能しえない。

五 結 論

以上から明らかかなように、広域連合は、実際にはたんなる事務の共同処理の仕組みにしか過ぎない。したがって広域連合は、一部事務組合の看板を掛け替えたものになっている⁽¹⁸⁾。しかし広域市町村圏型広域連合にみられるように、広域連合が広域行政機構である協議会・一部事務組合の統合化の受け皿として活用され、圏域の総合的な広域行政体

となることについては、今後注意しなければならない。

このような事態をどう評価するかが、つぎの問題となる。広域連合を「市町村以上、都道府県未満」の自治体と評価する立場からは、骨抜きにされた広域連合と評価される。他方、中央集権的地方公共団体と評価する本稿の立場からは、当初の危惧は当面回避されたと考えられる。

III 法制度としての広域連合の実態を生み出した要因

法制度としての広域連合の実態を生み出した要因としては、①国等による政策的誘導、②基礎的自治体の自己防衛、③県の権限委譲への不信感・懸念、④広域連合の財政的事情等が考えられる。そこで以下、それぞれの要因について検討することにする。

一 国等による政策的誘導

まず、広域連合が設立された原因としては、広域連合の構成市町村の意思ではなく、国及びその意思を具体化する都道府県による財政的な支援をはじめとする政策的誘導が挙げられる。まず地方交付税法の改正により、国の財政上、設置にあたって一構成団体あたり七〇〇万円の特別交付税措置がなされるほか（一部事務組合の場合は、三〇〇万円である。）、広域計画に基づき公共施設を整備する一定の場合、地方債（地域総合整備事業債）の充当率が嵩上げされる（一部事務組合の七五％から八五％へ）。⁽¹⁹⁾ 広域連合の事務局長が県から派遣されている事例もある。⁽²⁰⁾ たとえば大分県、三重県などにおいて広域連合が設立された背景には、以下の市町村にとっての財政的メリットがあつた。⁽²¹⁾

(1) 大分県

全国で一番最初に設立された大分県の大野広域連合（一九九六年四月一日設立）や東国東広域連合の設立のきっかけは、総合文化センター建設であるが、広域連合制度を活用すれば、施設の建設に際し、国や県から財政的な支援を受けられることが、広域連合設立の直接的な要因となっている。この総合文化センターの建設は、国の地域総合整備事業債および大分県過疎地域等振興プロジェクト推進事業を活用したまちづくり事業として実施された。ただこの適用を受けるためには、当時の「大野広域町村圏協議会」に法人格がなく、起債ができないことから、新たに広域市町村圏として一部事務組合を設立する必要があった。しかし当時県では新たな一部事務組合の設置は認めないという方針であったので、県から文化センターの建設および管理を広域連合で実施してはどうかという提案があった。そこで大野広域市町村圏協議会を解散し、大野広域連合を新たに設置することとなったのである。⁽²²⁾

大分県の白津広域連合設立のきっかけは、ふるさと市町村圏基金の造成計画にあった。当初は白津地域広域市町村圏事務組合が、ふるさと市町村圏基金の積立準備を進めていたが、一九九六年度の「ふるさと市町村圏」の選定については、広域連合を広域行政機構とする圏域を対象とする旨の旧自治省の指導があり、ふるさと市町村圏に選定されることを目的として、広域連合が設立された。なお熊本県の宇城広域連合も、地方拠点都市地域に指定され、圏域の施設整備を予定していたが、施設整備のための起債優遇措置は、広域連合の設立が前提である旨の旧自治省からの指導を受け、広域連合設立に至っていない。⁽²³⁾

大分県では、広域連合の設置初年度に要する事務費等については、大分県の単独事業として「地域振興事業調整費」という地域振興のための特別な補助制度などを活用し、その設置が円滑になされるよう財政的措置を行った。さらに広域連合の設置を推進するため、一九九六年度から大分県独自の財政支援措置として「広域連合みちづくり事業」を

創設した。新たに設置された広域連合の構成市町村が地域総合整備事業を適用して市町村道を整備する場合、起債充当残一〇%から一五%に対し毎年度一億円を限度とし、三年間で三億円まで全額補助される。広域連合で中核施設を建設する場合、地域総合整備事業債を活用して事業費の八五%までの起債が認められる。加えて県が残り一五%の二分の一を補助する。さらに元利償還金の最高五五%が交付税でもどってくるのである。²⁴⁾

(2) 三重県

香肌奥伊勢資源化広域連合の設立動機は、県の支援であった。ごみ処理の広域化の組織形態については、一部事務組合か広域連合かの選択であったが、県がごみ固形燃料(RDF)化構想(一九九三年度)を推進し、県策定の新総合計画(一九九七年一月)に基づく「生活創造圏づくり推進事業費補助金」(生活創造圏づくり推進事業等実施要綱)で造成費の大半が賄えることから、広域連合が設立された。

三重県では、県内四地域に専任の県職員を配置し、広域化に向けた実務面での支援を行っていた。一九九八年度には、生活創造圏づくり推進事業費補助金の補助対象事業として、行政体制整備事業である広域連合設立支援事業(介護保険を中心として、生活創造圏等を単位とする広域連合の設立により広域行政体制の整備を推進する事業)および一部事務組合統合支援事業(既存の一部事務組合を廃止し、広域連合へ統合する事業)、地域づくり事業である広域連合広域計画推進事業のうちの特例事業としての介護保険財政基盤安定化事業(広域連合が保険者となる介護保険事業における介護保険財政基盤の安定化対策)などの事業が位置づけられていた。この三事業については、補助期間は二〇〇〇年度までであった。補助金の額は、広域連合設立支援事業では、一広域連合当たり五〇〇〇万円、一部事務組合統合支援事業では、一つの一部事務組合当たり五〇〇万円、介護保険財政基盤安定化事業の補助率は二分の一であ

った。二〇〇一年四月一日施行の「生活創造圏づくり推進事業等実施要綱」によれば、広域行政体制整備事業費補助金の対象として、広域連合広域計画推進事業、介護保険財政基盤安定化事業などが定められている。広域連合広域計画推進事業についての補助率は三分の二であり、二〇〇〇年度までに設立された広域連合を対象に二〇〇二年度までである。介護保険財政基盤安定化事業については、二〇〇五年度までに実施される事業を対象とし、その補助率は二分の一である。ただし二〇〇〇年度から二〇〇二年度までに実施されるものは三分の二である。なお島根県でも、介護保険広域化総合支援交付金制度を設けて、保険財政を一元化する場合、二年間で八〇〇〇万円の財政支援を行うことから、六地域三九市町村の広域化が実現している。⁽²⁵⁾

二 基礎的自治体の自己防衛

つぎに、国等による政策的誘導によって設立された広域連合が、その実際の運用において、一部事務組合とほとんど違いがない最大の原因は、広域連合の構成市町村が、広域連合を一部事務組合と同様に市町村行政を補完する制度として位置づけ、広域行政を推進する政策主体にまで発展させよう、と考えていないことの中にある。⁽²⁶⁾それは、構成自治体の自己防衛からもたらされている。たとえば長野県では、広域連合は構成団体にとって警戒すべき存在に変貌する可能性があることから、広域連合の運用方法は、これまで通り一部事務組合のときと同じ方法で行うことが約束されている。

高知県の中芸広域連合においては、介護保険の保険料統一が一町の議会の反対で延期された。一九九九年八月三日の広域連合を構成する五町村首長会で、広域連合が保険者になり、介護保険料の一本化に合意した。保険料統一のための規約変更は、構成町村議会の議決が必要である。しかし安田町議会が、同年九月二一日の九月定例会において

全会一致で否決した。その理由として、国体用体育館の建設問題で過去に食い違いがあり、安田町の議員の間に広域連合のやり方に対する不満が蓄積していたことと、介護保険料が単独で実施するより広域で統一する方が高くなるためである。そのため、介護保険料の統一を一旦断念し、当面は各町村が保険者のままでいくことになった。⁽²⁷⁾

また広域連合の長が公選によって、構成市町村の長以外から選出された場合、広域連合と構成市町村間の調整がむずかしく、また選挙で選ばれた広域連合の議員と市町村議員との関係が複雑になることから、公選制が実施されていない。なお広域連合への権限委譲が進まない理由は、広域計画の内容が権限委譲を必要とする内容ではないからである。たとえば大分県の広域連合の場合、その事業内容が国や県からの権限委譲を必要とするものにはなっていない。広域計画の内容が権限委譲を必要としないものにされていることは、基礎的自治体の自己防衛の現れ、と評価することも可能であろう。

三 県の権限委譲への不信感・懸念

さらに、広域連合への権限委譲がほとんどなされていないことについては、これまでの県から市町村への権限委譲が一方的なものであり、事務処理経費としての交付金が事務量に見合っていなかったことも、その理由の一つと考えられる。

四 広域連合の財政的事情等

最後に、連合議会・連合長の選挙を公選制としない理由は、たとえば鳥取中部ふるさと広域連合の場合、試算でも六〇〇〇万円の経費を必要とすることである。その他の理由は、広域連合が発足したばかりであるため、公選を行う

ことによつて利害対立などが表面化して、広域連合の運営に支障を来すことを危惧したことがある。

IV 広域連合の改革の方向

一 広域連合積極評価説

広域連合を積極的に評価する立場からは、豊富な自治の蓄積を持つ都市自治体による新たな自治の仕組みづくりという実験の場として、広域連合制度が活用されることが望まれている。その理由は、広域連合が、基礎的自治体の広域的な事務の共同処理システムであると同時に、基礎的自治体が抱える様々な地域課題のうち、一つの圏域で対応すべきものについて判断し、それに必要な権限、情報、技術などを「ひとつの声」として都道府県や国に求めていく政治システムであるからである。⁽²⁸⁾

また、北海道のように広大な面積のところでは、市町村合併に比較しても有用な制度であるとの立場から、支庁改革として、支庁制度を広域圏庁と狭域的地域庁の二種類に分け、将来的に各狭域的地域庁と市町村が広域連合を形成することが提案されている。⁽²⁹⁾ 高知県では、高知方式の県と市町村の関係の見直し及び新しい地方自治の文化の情報発信ということから、県が入った広域連合の可能性が提唱されている。⁽³⁰⁾ さらに岩手県では、道州制への移行の第一段階として、都道府県から移譲される事務を広域連合（県と市町村の広域連合もありうる）で処理することも選択肢と位置付けられ、その第二段として、県域を越えた事務事業を都道府県の広域連合で処理することが提言されている。⁽³¹⁾

二 広域連合消極評価説

広域連合を中央集権的地方公共団体と評価する本稿の立場は、まず既存の広域連合に対しては、可能であれば、広域連合を解散することを⁽³²⁾、広域連合を存続させるのであれば、広域的処理を求める住民自治的意思を広域連合の運営に反映する民主的統制の強化を求める。また今後の広域連合の設置については、まず広域行政の必要性が存在するか、つぎに存在するとしても、広域連合以外の共同処理形態では処理できないのか等慎重に検討することを提案する。

V 広域行政における広域連合と市町村合併

まず、広域連合創設当初には、広域連合は市町村合併を円滑に推進するための手段と考えられていた。つぎに、広域連合推進期には、広域連合は合併の「避難所」の役割を果たしていた。そのため合併を望まない市町村が、広域連合の導入を積極的に考えるようになったのである。またこの時期に、介護保険が課題としてクローズ・アップされ、広域連合が急速に設立されていった、といえよう。⁽³³⁾

しかし今日では、国による市町村合併推進政策の展開により、広域連合のあり方が問い直されている。たとえば市町村合併研究会報告書（一九九九年五月）は、「市町村合併と広域行政との関係」においてつぎのように述べる。「事務の共同処理方式による場合には、ややもすれば、住民と行政との間の距離が遠くなることにより、責任の所在が不明確となりがちであり、また、関係団体との連絡調整に相当程度の時間や労力を要するために、迅速・的確な意思決定を行うことができず、事業実施などに支障を生じる場合も見受けられる。これらを踏まえると、総合的な行政主体として、人材を確保し、かつ、地域の課題を包括的に解決する観点からは、市町村合併により、意思決定、事業実施

などを単一の団体が行うことがより効果的である。」これを受けて、旧自治省は、「市町村の合併の推進についての指針」（一九九九年八月）の中で、市町村合併と広域行政との関係について触れている。それによれば、広域連合制度は、一部事務組合制度とともに、「ややもすれば、責任の所在が不明確となりがちであり、また、関係団体との連絡調整に相当程度の時間や労力を要するために迅速・的確な意思決定を行うことができず、事業実施等に支障を生じる場合も見受けられる。したがって、人材を確保し、かつ、地域の課題を総合的に解決する観点からは、市町村合併により、意思決定、事業実施などを単一の地方公共団体が行うことがより効果的である」として、広域連合制度は市町村合併に代替しえない、と断言している。

また、旧自治省市町村合併研究会座長であった森田朗教授は「自治体を、『地域の共同体』行政サービスの単位」として捉える、伝統的な発想を修正し、十分な能力をもった効率的な行政サービスの供給単位と、住民自治の単位である共同体の単位とを別個のものとして位置づける発想が求められている」とし、「広域連合を推進することは大いに望ましいことではあるが、それに留まるのではなく、それを第一歩として合併へ向かうべきである」と主張する。⁽³⁴⁾ 厚生労働省も、二〇〇一年九月二八日の全国担当課長会議において、事業の広域化を図るための手段として市町村合併もある、と述べている。この具体化として、平成一四年度予算概算要求において、「介護保険広域化支援事業」の対象に、市町村合併を図る予定の市町村を新たに含めている。自治体レベルにおいても、たとえば三重県の二〇〇一年四月一日施行の改正「生活創造圏づくり推進事業等実施要綱」では、広域行政体制整備事業費補助金として、「合併協議会において実施する市町村合併の検討又は推進に関する事業」が新たに追加されている。それ故、今後広域連合の設立がこれまでのように増えるのかは、予断を許さない。さらに広域市町村圏の見直し、新たな広域圏を探る議論にあわせ、一部事務組合の見直しも加わるであろう。

いずれにせよ、住民の生活圏が拡大していることは事実である。そこでこれに対応する行政需要が存在するのかが、まず検討されなければならない。つぎに行政需要の存在が認められる場合であっても、広域行政⇨自治体合併ではないことを明らかにすることが重要である。広域行政に対する今後の対応としては、広域行政と広域行政の処理手法としての広域行政論とを明確に区別し、地方自治の核心である住民自治とそれを実現するための手段である団体自治の保障という観点から、自治体間の横の連携を通じて広域行政需要に対応していくことが強く求められる。住民需要の増大とその社会化の進展による住民自治に基づく民主的自治体間の共同処理は必要である。広域市町村圏をみても、福祉における圏域、医療における圏域のほか、廃棄物、消防など、それぞれ圏域の分け方はまったく異なっている。すなわち事務事業の内容によって、広域行政の必要性はそれぞれ異なることから、個別の事務ごとに広域行政の必要性が検討されなければならない。⁽³⁵⁾その後、市町村を補完支援する都道府県の広域自治体の役割が議論される。そして論理的には最後に、自治体合併が検討対象になる場合もあろう。

おわりに

最後に、広域行政に対する基本的考え方をまとめることにする。市町村の事務の広域対応につき、まず市町村によって組織される広域連合で処理するのが適切か否かが、検討されなければならない。すなわち市町村の事務の広域処理の方式には、広域連合以外の事務の共同処理方式もある。広域連合に期待される機能のなかには、都道府県への再配分（逆配分）が可能なものもあるはずである。そこで広域連合の検討を通じて、都道府県の広域団体性の再検討が求められる。これらの問題への行政法学的アプローチの方法を示しているのが、つぎの原野教授の生理現象と病理現

象との区別論である⁽³⁶⁾。

まず、基礎的自治体である市町村が単独で自己の事務を処理するのが原則である。しかし事務の性質によっては、事務の広域的処理が必要な場合もある。この場合、それをすべて広域自治体である都道府県の事務にすると、住民自治および市町村の自治は希薄になる。そこで住民自治および市町村の自治を生かしながら、現実の行政需要に一層よく応え、住民の人権保障や生活向上に資するための事務の共同処理方式は、市町村の地方自治を拡大するものとして、「地方自治の本旨」にかなう、と評価できる。したがってそれは、今日の自治体をめぐる諸問題解決の手法として、いわば生理現象として肯定されなければならない⁽³⁷⁾。

他面、共同処理方式の病理的側面が考慮されなければならない。事務運営の民主化より、能率化・合理化を一面的に強調しつつ行われる事務の共同処理方式は、地方公共団体の事務の管理や運営を歪曲することになる。一般に広域行政機構の効用に目を奪われ、その多用が住民の直接的な意思の反映または監視を困難にし、住民自治を空洞化するおそれがあることに、たえず注意しなければならない。行政能力の向上は、市町村の規模の拡大や市町村の合併ではなく、むしろ住民が力を出せる地方行政の仕組みを保障する自治体内分権と住民参加の拡大による民主主義の活性化によってもたらされることが、あらためて確認されなければならない⁽³⁸⁾。

(1) 岩崎恭典「都市型広域連合の課題と展望」とうきよの自治三四号（一九九九年）一頁以下及び自治労政治政策局「広域連合の評価」自治労通信一九九九年一二月号四頁以下参照。佐藤克広教授も、「広域連合制度は、都道府県と市町村という従来の二層制の地方府構造の間に新たな地方政府をもぐりこませた制度」であり、「都道府県と市町村との協働が可能になるなど先進的な内容を含む」と評価する（佐藤「広域連合の意義と課題」山梨学院大学行政研究センター編『広域行政の諸相』〔中央法規出版、二〇〇一年〕四〇頁以下参照）。

- (2) 室井力・兼子仁編『別冊法学セミナー・地方自治法』〔日本評論社、一九九五年〕三六五頁（紙野健二執筆）、拙稿「広域連合と一部事務組合」村上博・自治体問題研究所編『広域連合と一部事務組合』〔自治体研究社、一九九九年〕二二頁以下参照。渡辺洋三先生は、「広域連合の自己決定権といわれるものは、住民の目からすれば、まぼろしの自己決定というほかない」と結論づける（同『法とは何か（新版）』岩波新書、一九九八年一九三頁）。
- (3) 原田尚彦教授は、広域連合が都道府県に代わる広域的な行政団体へ発展することが構想されている、と評価していた（同『地方自治の法としくみ』〔学陽書房、一九九五年〕四九頁参照）。
- (4) 全日本自治団体労働組合自治研中央推進委員会『広域連合の評価』報告書〔一九九九年〕、総務庁長官官房企画課『広域連合の制度と運用に関する調査研究報告書』長野県内の広域連合の事例をてがかりに〔一九九九年〕、熊本県総務部市町村課『広域連合制度の活用方策に関する研究報告書』〔一九九八年〕、坂田期雄編著『市町村合併・広域連合事例集』〔ぎょうせい、一九九九年〕、北海道市町村振興協会『広域行政（広域連合）実態調査報告書』〔二〇〇〇年〕及び田島平伸「広域行政と住民参加く広域連合を素材として」NIRA政策研究一二巻一二号（一九九九年）五四頁以下参照。
- (5) 岩崎、前掲論文一頁参照。
- (6) 辻山幸宣「広域連合の現状と論点く効率性と圏域自治の観点から」都市問題九〇巻三号（一九九九年）二六頁参照。
- (7) 北良治「北海道空知中部地域における介護保険の広域連携」都市問題九〇巻三号（一九九九年）一〇三頁参照。
- (8) 九州経済調査協会『分権社会と新しい主体』〔二〇〇〇年〕八四頁参照。二〇〇一年四月一日現在、三三八の広域市町村圏の広域行政機構のうち、広域連合が三四、一部事務組合が二二〇、協議会が八四である（<http://www.soumu.go.jp/kouiki/kouiki7.html>）。
- (9) 拙稿、一九五頁参照。本広域連合の主な問題点として、「構成市町村（行政・議会）の理解、協力意識が弱い」ことが指摘されている（北海道市町村振興協会、前掲報告書五九頁参照）。
- (10) 拙稿、一九三頁以下参照。
- (11) 原田晃樹「広域連合制度の特質とその活用方途」日本地方自治学会編『介護保険と地方自治』〔敬文堂、一九九九年〕二一八頁。
- (12) 北海道市町村振興協会、前掲報告書一三〇頁以下及び拙稿、一九六頁以下参照。
- (13) 池田省三「福祉再構築と自治」木佐・五十嵐・保母編『地方分権の本流へ』〔日本評論社、一九九九年〕九八頁以下参照。
- (14) 今川晃、高橋秀行、田島『地域政策と自治』〔公人社、一九九九年〕八〇頁（田島執筆）参照。

- (15) 今川ほか、前掲書七九頁(田島執筆)及び和田蔵次「住民主権と広域連合の行方」地方自治職員研修三三卷二号(二〇〇〇年)参照。
- (16)(17) 自治労政治政策局、前掲論文五頁参照。
- (18) 岩崎、前掲論文二頁参照。小西砂千夫教授も「現実に産み落とされた広域連合では、あまり面白みのないものがほとんどである。」と評価している(同「市町村合併を決断するときが来ている」月刊地方自治六三三三号八頁参照)。
- (19) 岩崎、前掲論文四頁参照。
- (20) 今川ほか、前掲書七九頁(田島執筆)参照。
- (21) 九州経済調査協会、前掲書及び北海道市町村振興協会、前掲報告書四二頁以下参照。
- (22) 奥田憲昭「広域連合の可能性と限界」大分大学経済研究所研究所報三二二号(一九九八年)一二三頁以下及び石川公一「大分県における『広域連合』の設置に向けた取組状況」都市問題研究五〇巻六号(一九九八年)一一五頁以下参照。
- (23) 奥田、同一三二頁参照。
- (24) 石川、前掲論文一一七頁以下参照。
- (25) 坂田、前掲書三八六頁以下参照。
- (26) 九州経済調査協会、前掲書九一頁、奥田、前掲論文一三三頁以下及び田島「広域連合の動きと広域行政の可能性」地方自治職員研修三三卷二号(二〇〇〇年)三四頁以下参照。
- (27) 水谷利亮・永森直子・田中きよむ「中芸広域連合と介護保険制度」『福祉の地域づくり』システムの構築に関する分析」高知短期大学社会科学論集七七号(二〇〇〇年)一四五〜一四六頁参照。
- (28) 岩崎、前掲論文三頁参照。
- (29) 佐藤、前掲論文四九頁参照。
- (30) 橋本大二郎「知事」『平凡社新書、二〇〇一年』一七二頁参照。森田朗教授も、農村部における「都道府県も参加した広域連合」を提案している(同「市町村合併の課題と都道府県のあり方」月刊自治フォーラム四九六号二五頁参照)。
- (31) 地方分権研究会「地方のあるべき姿」ワーキング・グループの研究試論『「あるべき地方の姿」報告書』岩手からの提言』(二〇〇一年一月)参照。九州地域産業活性化センター「九州「州」(仮称)の可能性と課題についての研究調査報告書」(一九九六年三月)

においても、実質的連邦制としての道州制への行政システム改編プロセスの中に、広域連合が位置づけられている（二八頁参照）。
 (32) 原田氏は、「介護保険事務が軌道にのったところで、広域連合の事務を市町村の事務に戻すべきことも視野に入れるべきである」と提案している。同、前掲論文二二二頁参照。

(33) 田島、前掲論文、地方自治職員研修三三卷二号参照。

(34) 森田「財政危機時代の市町村合併」月刊地方分権一一号一八頁参照。

(35) 拙稿、前掲論文二二二頁以下参照。

(36) 原野翹「地方公共団体の事務処理の方法」同『現代行政法と地方自治』〔法律文化社、一九九九年〕二〇頁以下参照。

(37) 新藤宗幸教授は、広域的な対応と狭域的対応との調和という観点から、総合的自治体の限界と自治体間の水平的連携を提言する（同「地方分権時代の行政とまちづくり」島根自治体学会『探・広域行政』〔一九九九年〕九二頁及び同「自治体の制度構想」松下・西尾・新藤編『自治体の構想』〔岩波書店、二〇〇二年〕一頁以下参照）。

(38) 保母武彦「自治体の規模と行政能力」木佐・五十嵐・保母編前掲書二八八頁参照。

（本稿は平成一三年度科学研究費補助金基盤研究(C)(2)「広域連合による介護保険実施に関する行政法学的研究」の成果の一部である。）

表1 広域連合の設置状況
都道府県別

「平成13年7月1日現在、29道府県において74広域連合が発足しています。」

No	広域連合名	設立年月日	構成団体	主に処理する事務
北海道				
1	函館圏公立大学 広域連合	H 9 . 11 . 5	函館市，上磯町，大野町，七飯町，戸井町（1市4町）	●公立大学の設置・管理・運営に関する事務
2	空知中部（そらちちゅうぶ）広域連合	H 10 . 7 . 6	歌志内市，奈井江町，上砂川町，浦臼町，新十津川町，雨竜町（1市5町）	●介護認定審査会の設置運営 ●介護保険に関する次の事務 ○被保険者資格管理 ○介護保険料の賦課徴収 ○要介護認定，要支援認定及び更新等 ○保険給付 ○老人保健福祉計画，介護保険事業計画の策定及び推進 ●訪問看護ステーションの管理運営 ●介護サービス総合支援システムの管理運営（H 11/4/1 システム名変更） ●医療連携システムの開発及び管理運営 ●介護保険制度の施行に関すること ●国民健康保険事業に関すること（H 11/4/1 追加） ●国民健康保険事業広域化の調査研究
3	西いぶり廃棄物処理広域連合	H 12 . 3 . 8	室蘭市，伊達市，豊浦町，虻田町，洞爺村，大滝村，壮瞥町（2市3町2村）	●ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設の設置，管理及び運営に関する事務 ●最終処分場の管理及び運営に関する事務
4	渡島（おしま）廃棄物処理広域連合	H 12 . 9 . 27	松前町，福島町，知内町，木古内町，上磯町，大野町，七飯町，南茅部町，鹿部町，砂原町，森町，八雲町，長万部町（13町）	●ごみ処理施設及び廃棄物運搬中継・中間処理施設の設置，管理及び運営

No.	広域連合名	設 立 年月日	構成団体	主に処理する事務
青森県				
5	津軽広域連合	H 10. 2 . 1	弘前市, 黒石市, 平賀町, 浪岡町, 板柳町, 大鰐町, 岩木町, 藤崎町, 尾上町, 田舎館村, 常盤村, 西目屋村, 碓ヶ関村, 相馬村 (2市7町5村)	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域市町村圏計画の策定, 実施に必要な連絡調整等 ● ふるさと市町村圏計画の策定, 実施, 連絡調整に関する事務 ● 介護認定審査会の設置及び運営 (H 11/2/16 追加)
6	つがる西北五 (せいほくご) 広域連合	H 11. 3 .25	五所川原市, 鯉ヶ沢町, 木造町, 深浦町, 森田村, 岩崎村, 柏村, 稲垣村, 車力村, 金木町, 中里町, 鶴田町, 市浦村, 小泊村 (1市6町7村)	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域市町村圏計画の策定, 実施及び連絡調整 ● ふるさと市町村圏計画の策定, 実施及び連絡調整 ● 介護認定審査会の設置運営 ● 広域的課題の調査研究
岩手県				
7	気仙 (けせん) 広域連合	H 10. 3 .18	大船渡市, 陸前高田市, 住田町, 三陸町 (2市2町)	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域市町村圏計画の策定, 実施に必要な連絡調整等 ● ふるさと市町村圏計画の策定, 実施, 連絡調整に関する事務 ● 職員の共同研修に関する事務 ● し尿の収集, 運搬, 処分に関する事務 ● 一般廃棄物収集運搬業, 浄化槽清掃業の許可 ● 要介護認定, 要支援認定に関する審査判定業務 (H 11/4/1 追加)
8	一関 (いちのせき) 地方広域連合	H 11. 3 .16	一関市, 花泉町, 平泉町 (1市2町)	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険に関する次の事務 <ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者の資格管理 ○ 介護認定審査会の設置及び運営 ○ 要介護認定及び要支援認定 ○ 介護給付及び予防給付 ○ 介護保険事業計画の策定 ○ 介護保険料の賦課徴収
9	久慈広域連合	H 12. 9 . 5	久慈市, 野田村, 山形村, 大野村, 普代村 (1市4村)	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者の資格管理に関すること ● 要介護認定及び要支援認定に関すること ● 保険給付の事務に関すること ● 介護保険事業計画の策定に関すること ● 介護保険料の賦課及び徴収に関すること ● その他介護保険事業に係る関係市村の連絡調整

広域連合の展開（村上）

No	広域連合名	設 立 年月日	構成団体	主に処理する事務
埼玉県				
10	彩の国さいたま 人づくり広域連 合	H 11. 5 . 14	埼玉県，埼玉県内の全 市町村(90市町村)（1 県 41市 39町 10村）	●構成団体の職員の人材の開発，交流及び 確保に関する事務
新潟県				
11	南魚沼広域連合	H 13. 3 . 19	湯沢町，塩沢町，六日 町，大和町（4町）	<ul style="list-style-type: none"> ●六日町地域広域市町村圏計画の策定並び に当該計画に基づく事業の実施及び連絡 調整に関する事務 ●南魚沼ふるさと市町村圏基金の設置及び 管理，運用 ●旧伝染病隔離病舎の管理 ●養護老人ホームの設置及び管理運営 ●し尿処理，生活雑排水汚泥処理及び浄化 槽汚泥処理の広域化計画の策定に関する 事務 ●し尿の収集並びにし尿処理施設の設置及 び管理運営 ●生活雑排水汚泥及び浄化槽汚泥（別に定 める産業廃棄物を含む。）処理施設の設置 及び管理運営 ●可燃ごみ処理及び不燃ごみ処理の広域化 計画の策定に関する事務 ●可燃ごみ（可燃性粗大ごみを含み，別に 定める産業廃棄物を含む。）処理施設の設 置及び管理運営 ●不燃ごみ（不燃性粗大ごみを含み，別に 定める産業廃棄物を含む。）処理施設の設 置及び管理運営 ●最終処分場の設置及び管理運営 ●家畜指導診療所の設置及び管理運営並び に飼畜管理の技術指導その他家畜の改良 増殖のために必要な事項 ●放牧場の設置及び管理運営 ●町税，上下水道料等の計算及び作票，住 民情報の管理そのほか必要と認める事務 を処理するため電子計算機の設置及び管 理運営 ●火葬場の設置及び管理運営 ●休日救急診療所の設置及び管理運営 ●消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）及 び消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基 づく市町村で処理すべき事務

No.	広域連合名	設 立 年月日	構成団体	主に処理する事務
				<ul style="list-style-type: none"> ●地域職業訓練センターの管理運営並びに職業訓練共同施設の設置及び維持管理 ●介護保険法に基づく主治の医師の意見の提出依頼、介護認定審査会への審査及び判定の依頼並びに介護認定審査会の設置及び管理運営 ●広域な観光振興計画の策定及び推進に関する事務 ●広域的な山岳遭難救助体制の検討に関する事務 ●広域防災計画の策定及び推進に関する事務
富山県・岐阜県				
12	南砺（なんと） 広域連合	H 11. 5 . 14	富山県城端町，平村， 上平村，福光町，岐阜 県白川村（2町3村）	<ul style="list-style-type: none"> ●広域計画の作成に関する事務 ●病院の設置及び管理運営に関する事務 ●訪問看護ステーションの設置及び管理運営に関する事務 ●その他広域連合の運営に関する事務
石川県				
13	白山（はくさん） ろく広域連合	H 11. 7 . 1	河内村，吉野谷村，鳥 越村，尾口村，白峰村 （5村）	<ul style="list-style-type: none"> ●介護認定審査会の設置及び運営に関する こと ●介護保険にかかる次の事務に関する こと ア 老人保健福祉計画，介護保険事業計 画の策定及び事業の推進に関する こと イ 被保険者資格管理に関する こと ウ 要介護認定及び要支援認定に関する こと エ 介護保険料の賦課徴収に関する こと オ 保険給付に関する こと ●介護保険制度の施行に関する こと ●介護保険処理システムに関する こと ●介護保険制度に関連する関係村との連絡 調整に関する こと
福井県				
14	坂井郡介護保険 広域連合	H 12. 2 . 1	三国町，芦原町，金津 町，丸岡町，春江町， 坂井町（6町）	<ul style="list-style-type: none"> ●介護認定審査会に関する こと ●介護保険にかかる次の事務に関する こと ア 被保険者資格管理に関する こと イ 介護保険料の賦課徴収に関する こと （当分の間，関係町において行 う） ウ 要介護認定，要支援認定，更新等 に関する こと エ 保険給付に関する こと

広域連合の展開（村上）

No.	広域連合名	設 立 年月日	構成団体	主に処理する事務
				オ 老人保健福祉計画および介護保険事業計画の策定及び推進に関すること ●介護保険制度の施行に関すること
山梨県				
15	山梨県東部広域連合	H 11. 9. 1	都留市，大月市，秋山村，道志村，上野原町，小菅村，丹波山村（2市1町4村）	<ul style="list-style-type: none"> ●広域市町村圏計画の策定に関すること ●広域市町村圏計画に基づく連絡調整に関すること ●養護老人ホームの設置，管理及び運営に関すること ●介護認定審査会の設置及び運営に関すること ●関係市町村の広域行政推進に係る調査及び研究に関すること ●関係市町村の情報公開審査会の設置及び運営に関すること ●前各号に定めるもののほか，広域的な事務の連絡調整に関すること
長野県				
16	上田地域広域連合	H 10. 4. 1	上田市，丸子町，長門町，東部町，真田町，武石村，和田村，青木村，坂城町，依田窪医療福祉事務組合（1市5町3村1組合）	<ul style="list-style-type: none"> ●ふるさと市町村圏計画の策定，実施，連絡調整に関する事務 ●広域的幹線道路網構想の策定，連絡調整 ●土地利用計画の調整 ●広域的なごみ処理，保健福祉，地域情報化等の推進等についての調査研究 ●消防に関する事務 ●上田勤労者福祉センター，創造館の設置管理運営 ●図書館情報ネットワークの整備及び運営 ●介護認定調査並びに介護認定審査会の設置運営 ●養護老人，特別養護老人ホームの設置管理運営 ●病院群輪番制病院運営事業費補助事業に関する事務 ●し尿処理場の設置管理運営 ●ごみ処理の広域化計画策定，連絡調整 ●ごみ焼却施設，斎場の設置管理運営 ●知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により，広域連合が処理することとされた次に掲げる事務 ア 火薬類の譲渡，譲受又は消費等の許可等に関する事務

No.	広域連合名	設 立 年月日	構成団体	主に処理する事務
17	松本広域連合	H 11. 2 . 1	松本市, 塩尻市, 明科町, 波田町, 四賀村, 本城村, 坂北村, 麻績村, 坂井村, 生坂村, 山形村, 朝日村, 豊科町, 穂高町, 奈川村, 安曇村, 梓川村, 三郷村, 堀金村 (2市4町13村)	<p>イ 液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ふるさと市町村圏計画の策定, 実施, 連絡調整 ●旧伝染病舎の管理に関する事務 ●消防に関する事務 ●長野県知事から委任を受けた次に掲げる事務 <ul style="list-style-type: none"> ○火薬類の譲渡, 譲受及び消費の許可等に関する事務 ○液化石油ガス設備工事の届出に関する事務 ●介護認定審査会の設置及び運営 ●広域的なごみ処理の対応に関する事務 ●職員の共同研修及び派遣研修 ●地方分権, 広域的な地域情報化・保健福祉・観光振興の調査研究
18	木曾広域連合	H 11. 4 . 1	木曾福島町, 上松町, 南木曾町, 檜川村, 木祖村, 日義村, 開田村, 三岳村, 王滝村, 大桑村, 山口村(3町8村)	<ul style="list-style-type: none"> ●ふるさと市町村圏計画の策定, 事業実施及び連絡調整 ●広域的な課題の調査研究 ●景観基本構想の策定及び推進 ●公共サインの設置及び管理 ●公平委員会に関する事務 ●養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置及び管理運営 ●木曾郡老人ホーム入所判定委員会の運営 ●介護認定審査会の設置及び運営 ●休日及び夜間の一次救急医療 ●葬斎センターの設置及び管理運営 ●ごみ処理施設の設置及び管理運営 ●資源ごみに係るリサイクル計画の調整及び推進 ●し尿処理施設の設置及び管理運営 ●公共下水道汚泥集約処理施設の設置及び管理運営 ●広域観光振興計画の策定及び推進 ●広域的な幹線道路網の整備の促進及び連絡調整 ●消防に関する事務 ●奨学資金の貸付 ●木曾文化公園の設置及び管理運営 ●埋蔵文化財の委託調査 ●地域情報ネットワークシステムの設置及び管理に関する事務

広域連合の展開（村上）

No	広域連合名	設 立 年 月 日	構成団体	主に処理する事務
				<ul style="list-style-type: none"> ●知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により、広域連合が処理することとされた次に掲げる事務 <ul style="list-style-type: none"> ア 火薬類の譲渡又は消費等の許可等に関する事務 イ 液化石油ガス設備工事の届け出の受理に関する事務 ●地域情報ネットワークシステムの設置及び管理に関する事務（H 13/2/28 規約変更）
19	南信州広域連合	H 11. 4 . 1	飯田市，松川町，高森町，阿南町，清内路村，阿智村，浪合村，平谷村，根羽村，下篠村，売木村，天龍村，泰阜村，喬木村，豊丘村，大鹿村，上村，南信濃村（1市3町14村）	<ul style="list-style-type: none"> ●ふるさと市町村圏計画の策定，事業実施及び連絡調整 ●地方拠点都市地域の振興整備 ●広域的な幹線道路網構想及び計画の策定並びに同構想及び計画に基づく事業の実施に必要な連絡調整 ●市町村間の人事交流の連絡調整 ●広域防災計画の実施に必要な連絡調整 ●介護認定審査会の設置及び運営 ●広域的な課題の調査研究 ●消防に関する事務 ●特別養護老人ホームの設置，管理及び運営 ●老人ホーム入所判定委員会の設置，運営及び入所調整 ●特別養護老人ホームに併設する在宅介護支援センターの受託に基づく運営 ●短期入所生活介護事業に関する事務 ●知的障害者更生施設の設置，管理及び運営 ●知的障害者グループホームの設置，管理及び運営 ●ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設の広域化計画の策定及び事業実施 ●ごみ処理施設の設置，管理及び運営 ●し尿処理施設の設置，管理及び運営 ●保養宿泊施設伊良湖岬信州の設置，管理及び運営 ●知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により，広域連合が処理することとされた次に掲げる事務 <ul style="list-style-type: none"> ア 火薬類の譲渡，譲受又は消費等の許可等に関すること イ 液化石油ガス設備工事の届出の受理に関すること

No.	広域連合名	設立年月日	構成団体	主に処理する事務
20	上伊那（かみいな）広域連合	H 11. 7. 1	伊那市，駒ヶ根市，高遠町，辰野町，箕輪町，飯島町，南箕輪町，中川村，長谷村，宮田村（2市4町4村）	<ul style="list-style-type: none"> ●ふるさと市町村圏計画の策定，事業実施及び連絡調整 ●広域的な幹線道路網構想及び計画の策定並びに同構想及び計画に基づく事業の実施に必要な連絡調整 ●関係市町村の土地利用計画の調整 ●ごみ処理の広域化計画の策定及び同計画に基づく事業の実施に関する事務 ●次に掲げる事項についての調査研究 <ul style="list-style-type: none"> ア 広域的な保健福祉の推進に関すること イ 広域的な公共下水道及び農業集落排水の汚泥処理に関すること ウ 消防の広域化の推進に関すること エ 広域的な地域防災対策の推進に関すること オ 広域的な地域情報化の推進に関すること カ 広域的な医療体制の整備に関すること キ 広域的な観光振興に関すること ク 広域的な環境保全に関すること ケ 広域的団体の整理統合に関すること ●介護認定審査会の設置及び運営 ●上伊那市民会館の設置及び管理 ●上伊那情報センターの設置，管理及び運営 ●戸籍事務を行うための電算機の設置及び管理 ●視聴覚ライブラリーの設置及び管理 ●病院群輪番制病院運営費補助事業に関する事務 ●在宅当番医制促進費補助事業に関する事務 ●精神障害者社会復帰共同作業所運営費補助事業に関する事務 ●老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営 ●水源調査に関する事務 ●旧伝染病隔離病舎に関する事務

広域連合の展開（村上）

No.	広域連合名	設 立 年 月 日	構成団体	主に処理する事務
21	北アルプス広域連合	H 12. 2. 1	大町市，池田町，松川村，八坂村，美麻村，白馬村，小谷村（1市1町5村）	<ul style="list-style-type: none"> ●ふるさと市町村圏計画の策定及び事業実施に必要な連絡調整 ●ふるさと市町村圏計画において広域連合が行うこととされた事業の実施に関する事務 ●次に掲げる事項についての調査研究 <ul style="list-style-type: none"> ア 広域的な地域情報化の推進に関すること イ 広域的な観光振興に関すること ウ その他広域にわたる重要な課題で広域連合長が別に定める事項に関すること ●介護保険法及び介護保険施行法に規定する介護保険に関する事務 ●消防に関する事務（消防団に関する事務及び水利施設の設置，維持並びに管理に関する事務を除く） ●養護老人ホーム等入所判定委員会に関する事務 ●広域的なごみ処理の推進に関する事務 ●職員の共同研修及び派遣研修に関する事務 ●次に掲げる施設の設置，管理及び運営に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ア 大北葬祭センター イ 大北福祉会館 ウ 大北視聴覚ライブラリー エ 養護老人ホーム オ 介護老人保健施設 ●痴呆対応型共同生活介護を実施するための共同住宅の設置，管理及び運営に関する事務 ●市立大町総合病院併設施設，（感染症病床）の維持管理及び起債償還に関する事務 ●病院群輪番制病院運営費補助事業に関する事務 ●在宅当番医制補助事業に関する事務 ●精神障害者社会復帰訓練施設に対する財政援助に関する事務 ●次に掲げる施設の建設に対する財政援助に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ア 特別養護老人ホーム イ 救護施設 ウ 介護老人保健施設

No.	広域連合名	設 立 年月日	構成団体	主に処理する事務
				エ 療養型病床群 オ 痴呆対応型共同生活介護を実施するための共同住宅 カ 介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）（H 13/6/11 追加） ●知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により，広域連合が処理することとされた次に掲げる事務 ア 火薬類の譲渡，譲受及び消費の許可等に関すること イ 液化石油ガス設置工事の届出の受理に関すること
22	佐久広域連合	H 12. 4. 1	小諸市，佐久市，臼田町，佐久町，小海町，川上村，南牧村，南相木村，北相木村，八千穂村，軽井沢町，望月町，御代田町，立科町，浅科村，北御牧村（2市7町7村）	●広域市町村圏計画の策定及び事業実施に必要な連絡調整 ●広域市町村圏計画において広域連合が行うこととされた事業の実施に関する事務 ●火葬場施設の設置及び管理に関する事務 ●血液保管所の設置及び管理に関する事務 ●消防施設の設置及び管理に関する事務 ●と畜場施設の設置及び管理に関する事務 ●視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する事務 ●養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム施設の設置及び管理に関する事務 ●生活保護法による救護施設の設置及び管理に関する事務 ●病院群輪番制病院運営費補助事業に関する事務 ●介護認定審査会の設置及び運営に関する事務 ●関係市町村職員の人材育成に関する事務 ●広域的な観光振興に関する事務 ●知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により，広域連合が処理することとされた次に掲げる事務 ア 火薬類の譲渡，譲受及び消費の許可等に関すること イ 液化石油ガス設置工事の届出の受理に関すること ●次に掲げる事項についての調査研究に関する事務 ア 地方分権に関すること イ 広域的な地域情報化の推進に関すること

広域連合の展開（村上）

No.	広域連合名	設 立 年 月 日	構成団体	主に処理する事務
				ウ 広域的な保健福祉の推進に関する こと エ 広域的なごみ処理の推進に関する こと オ ふるさと市町村圏基金の設置に 関すること カ その他広域にわたる重要な課題で 広域連合長が別に定める事項に 関すること
23	北信広域連合	H 12. 4 . 1	中野市, 飯山市, 山ノ内町, 木島平村, 野沢温泉村, 豊田村, 栄村, 北信保健衛生施設組合, 岳北広域行政組合, 岳南広域消防組合 (2市1町4村3組合)	<ul style="list-style-type: none"> ●ふるさと市町村圏計画の策定及び事業実施に必要な連絡調整 ●ふるさと市町村圏計画において広域連合が行うこととされた事業の実施に関する事務 ●養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム施設の設置, 管理及び運営に関する事務 ●老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営に関する事務 ●介護認定審査会の設置及び運営に関する事務 ●職員の共同研修及び人事交流の調整に関する事務 ●ごみ処理の広域化計画の策定及び事業の実施に必要な連絡調整 ●次に掲げる事項についての調査研究に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ア 広域的な保健福祉の推進に関する こと イ 広域的な観光の推進に関する こと ウ 広域的な幹線道路網の整備に 関すること エ 消防の広域化に関する こと オ 広域的な文化スポーツ施設の 設置に 関すること カ 広域的な下水汚濁の処理に 関すること キ その他広域にわたる重要な 課題で 広域連合長が別に定める 事項に 関すること ●病院群輪番制病院運営費補助事業に関する事務 ●公平委員会に関する事務

No.	広域連合名	設 立 年月日	構成団体	主に処理する事務
24	長野広域連合	H 12. 4 . 1	長野市, 須坂市, 更埴市, 上山田町, 大岡村, 坂城町, 戸倉町, 小布施町, 高山村, 信州新町, 豊野町, 信濃町, 牟礼村, 三水村, 戸隠村, 鬼無里村, 小川村, 中条村(3市7町8村)	<ul style="list-style-type: none"> ●ふるさと市町村圏計画の策定及び事業実施に必要な連絡調整 ●ふるさと市町村圏計画において広域連合が行うこととされた事業の実施に関する事務 ●養護老人ホームの設置, 管理及び運営に関する事務 ●特別養護老人ホームの設置, 管理及び運営に関する事務 ●デイサービスセンターの管理及び運営に関する事務(広域連合設置の老人ホームに併設するものに限る) ●在宅介護支援センターの管理及び運営に関する事務(広域連合設置の老人ホームに併設するものに限る) ●旧伝染病院建設に係る組合債の償還に関する事務 ●老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営に関する事務 ●介護認定審査会の設置及び運営に関する事務 ●ごみ焼却施設及び最終処分場の設置及び管理に関する事務(既存の施設に係る事務及び小布施町を除く) ●職員の共同研修に関する事務 ●広域的な課題の調査研究に関する事務
25	諏訪広域連合	H 12. 7 . 1	岡谷市, 諏訪市, 茅野市, 下諏訪町, 富士見町, 原村(3市2町1村)	<ul style="list-style-type: none"> ●ふるさと市町村圏計画の策定と同計画に基づく事業実施に必要な連絡調整 ●ふるさと市町村圏計画において広域連合が行うこととされた事業の実施に関する事務 ●養護老人ホーム恋月荘の設置, 管理及び運営に関する事務 ●救護施設八ヶ岳寮の設置, 管理及び運営に関する事務 ●病院群輪番制病院運営費補助事業に関する事務 ●諏訪広域連合の基金の運営に関する事務 ●介護認定審査会の設置及び運営に関する事務 ●消防に関する事務(消防団及び消防水利施設に関する事務を除く)

広域連合の展開（村上）

No.	広域連合名	設 立 年 月 日	構成団体	主に処理する事務
				<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ処理広域計画の策定及び同計画に基づく事業の実施に必要な連絡調整に関する事務 ●関係市町村職員の人事交流の調整，共同研修及び人材育成に関する事務 ●関係市町村の電算処理の調整に関する事務 ●次に掲げる広域的課題の調査研究に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ア 地方分権に関すること イ 地域情報化の推進に関すること ウ 介護保険の推進に関すること エ 観光振興に関すること オ し尿処理施設 カ 火葬場の設置，管理及び運営に関すること キ ごみ処理施設の設置，管理及び運営に関すること ク 諏訪湖浄化の推進に関すること ●知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により，広域連合が処理することとされた次に掲げる事務 <ul style="list-style-type: none"> ア 火薬類の譲渡，譲受及び消費の許可等に関すること イ 液化石油ガス設備工事の届出の受理に関すること
岐阜県				
26	安八(あんぱち)郡広域連合	H 11. 5 .17	神戸町，輪之内町，安八町，墨俣町（4町）	●介護保険法の施行に関すること
27	揖斐(いび)広域連合	H 11. 6 . 1	揖斐川町，谷汲村，大野町，池田町，春日村，久瀬村，藤橋村，坂内村（3町5村）	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険法の施行に関する事務 ●揖斐広域老人保健福祉計画行政の策定及び推進に関する事務 ●揖斐地域広域行政圏計画の策定及び推進に関する事務（H 13/3/22 変更） ●治山治水及び林業の振興に資するための造林事業に関する事務（H 12/1/1 追加） ●地方公務員法第8条第2項に規定する公平委員会に関する事務(H 13/3/22 追加)

No.	広域連合名	設 立 年月日	構成団体	主に処理する事務
28	もとす広域連合	H 11. 6. 1	北方町, 本巣町, 穂積町, 巣南町, 真正町, 糸貫町, 根尾村 (6 町 1 村)	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険法の施行に関する事務 ● 公平委員会の設置及び運営に関する事務 (H 12/4/1 追加) ● 養護老人ホーム, 特別養護老人ホーム, 老人短期入所施設, 老人デイサービスセンター及び基幹型在宅介護支援センターの設置, 管理及び運営に関する事務 ● 幼児療育センターの設置, 管理及び運営に関する事務 ● 休日急患診療所の設置, 管理及び運営に関する事務 ● し尿処理施設の設置, 管理及び運営に関する事務 ● 関係町村共有林の管理運営に関する事務 ● 広域行政の推進に関する事務 (H 13/4/1 追加)
29	益田広域連合	H 11. 9. 1	萩原町, 小坂町, 下呂町, 金山町, 馬瀬村 (4 町 1 村)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方公務員法第 7 条第 4 項により公平委員会を設置し, 同法第 8 条第 2 項に規定する事務 ● 介護保険法の施行に関する事務 ● 益田地域広域町村圏計画の策定及び当該計画に基づく事業の実施に必要な連絡調整に関する事務 ● 養護老人ホームの設置, 管理及び運営に関する事務 ● 特別養護老人ホームの設置, 管理及び運営に関する事務 ● 老人ホームの入所判定に関する事務 ● デイサービスセンター, ヘルパーステーション, 在宅介護支援センター及び訪問看護ステーションの設置, 管理及び運営に関すること (金山町に限る) (H 12/4/1 追加) ● 日曜日及び休祭日における医療対策に関する事務 ● 火葬場の設置, 管理及び運営に関する事務 (小坂町を除く) ● ごみ処理施設の設置, 管理及び運営に関する事務 ● し尿処理施設の設置, 管理及び運営に関する事務 ● 消防に関する事務 (消防団に関する事務を除く)

広域連合の展開（村上）

No.	広域連合名	設 立 年 月 日	構成団体	主に処理する事務
				<ul style="list-style-type: none"> ●社会教育機器の整備，管理及び運営に関する事務 ●事務機器の整備，管理及び運営に関する事務 ●職員研修（広域連合が実施する研修に限る）に関する事務 ●ふるさと市町村圏基金の設置，管理及び運営に関する事務 ●南飛驒国際健康保養地の推進に必要な連絡調整に関する事務 ●広域計画の期間及び改定に関すること
30	吉城（よしき） 広域連合	H 11. 9. 1	古川町，国府町，河合村，宮川村，神岡町，上宝村（3町3村）	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険法の施行に関する事務 ●養護老人ホームの設置，管理及びこれに附帯する事務 ●入所判定委員会の事務及びこれに附帯する事務 ●し尿処理施設の設置，管理及び運営に関する事務 ●ごみ処理施設の設置，管理及び運営に関する事務 ●粗大ごみの処理施設の設置，管理及び運営に関する事務 ●資源化ごみ（ペットボトルに限る）処理施設の設置，管理及び運営に関する事務 ●有害ごみ（蛍光灯，乾電池に限る）処理に関する事務 ●火葬施設の設置，管理及び運営に関する事務（宮川村を除く） ●貨物自動車（限定霊柩）運送事業に関する事務（宮川村，神岡町及び上宝村を除く） ●下水道汚泥処理施設の設置，管理及び運営に関する事務（H 12/4/1 追加） ●公平委員会に関する事務（H 12/4/1 追加） ●最終処分場の設置，及び管理に関する事務 ●学校給食共用調理場の設置，管理及び運営に関する事務（河合村，宮川村，神岡町及び上宝村を除く） ●老人・障害（児）者福祉計画の作成に関する事務 ●関係町村が行う広域的事業の支援に関する事務

No	広域連合名	設 立 年月日	構成団体	主に処理する事務
31	高山・大野広域 連合	H 11. 9 .17	高山市, 丹生川村, 清見村, 荘川村, 白川村, 宮村, 久々野町, 朝日村, 高根村 (1市1町7村)	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険法の施行に関する事務 ●関係市町村が共同処理すべき事業の調査研究に関する事務
32	郡上(ぐじょう) 広域連合	H 12. 4 .1	八幡町, 大和町, 白鳥町, 高鷲村, 美並村, 明宝村, 和良村 (3町4村)	<ul style="list-style-type: none"> ●ふるさと市町村圏計画の策定及び事業の実施の連絡調整に関する事務 ●し尿及び浄化槽汚泥等処理場の設置及び管理運営に関する事務 ●不燃物処理場の設置及び管理運営に関する事務 ●普通病院の設置及び管理運営に関する事務 ●日曜日及び休祭日における医療対策に関する事務 ●へき地及び無医地区診療に関する事務 ●救急医療に関する事務 ●災害救助医療活動に関する事務 ●消防に関する事務 (消防団に関する事務を除く) ●青少年育英奨学資金の給付に関する事務 ●養護老人ホームの設置及び管理運営に関する事務 ●特別養護老人ホームの設置及び管理運営に関する事務 ●可燃物処理場の設置及び管理運営に関する事務 ●郡有林の管理運営に関する事務 ●郡上郡町村会館並びに郡上郡青少年婦人研修センターの設置及び管理運営に関する事務 ●田園都市中核施設の設置及び管理運営に関する事務 ●関係町村が共同して行う地域の特性を生かした地域振興のための事業に関する事務 ●心身障害児通園施設の設置及び管理運営に関する事務 ●ふるさと市町村圏基金の設置及び管理運営に関する事務 ●一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可に関する事務 ●介護保険法の施行に関する事務

広域連合の展開（村上）

No.	広域連合名	設 立 年月日	構成団体	主に処理する事務
				<ul style="list-style-type: none"> ●八幡町及び大和町が共有する山林の管理運営に関する事務 ●公平委員会に関する事務
33	海津郡サンリバー広域連合	H 13. 4. 1	梅津町, 平田町, 南濃町 (3町)	<ul style="list-style-type: none"> ●特別養護老人ホームの設置, 管理, 運営に関すること ●介護保険法第38条第2項に規定する審査判定業務に関する事務 ●介護保険業務全般にわたる関係町の連絡調整に関する事務 ●地域情報化計画の策定及び実施に関する事務 ●一部事務組合の広域連合への移行, 海津郡における火葬施設のあり方, 地方分権時代に対応した行政体制整備, 広域巡回バスの運営, その他広域的な課題に関することの調査研究に関すること
愛知県				
34	知多（ちた）北部広域連合	H 11. 6. 1	東海市, 大府市, 知多市, 東浦町 (3市1町)	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険法及び介護保険法施行法に基づく下記の事務 <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者の資格管理に関する事務 ○要介護認定及び要支援認定に関する事務 ○保険給付に関する事務 ○介護保険事業計画の策定に関する事務 ○保険料の賦課設定及び徴収に関する事務 ○保険福祉事業の実施に必要な連絡調整に関する事務 ○前各号の事務に附帯する事務
35	西尾幡豆広域連合	H 13. 4. 1	西尾市, 一色町, 吉良町, 幡豆町	<ul style="list-style-type: none"> ●広域市町村圏の策定及び同計画の実施に必要な連絡調整に関する事務 ●テレトピア計画に関すること ●し尿処理場の設置及び管理に関する事務 ●ごみ処理施設の設置及び管理に関すること ●余熱利用施設（温水プール）の設置及び管理に関すること ●火葬場の設置及び管理に関すること（一色町佐久島に係るものを除く） ●墓園の建設に係る事務 ●農業共済事業に関する事務

No.	広域連合名	設 立 年月日	構成団体	主に処理する事務
				<ul style="list-style-type: none"> ●水道事業の計画、建設及び経営管理に関する事務（一色町佐久島に係るものを除く） ●狂犬病予防に関する事務 ●下水道事業の使用料徴収に関する事務 ●広域的な行政課題についての調査研究に関する事務
三重県				
36	香肌（かはだ） 奥伊勢資源化広域連合	H 10. 9 . 1	飯南町，飯高町，大台町，勢和村，宮川村，大宮町，紀勢町，大内山村（5 町 3 村）	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ処理施設の設置，管理及び運営並びにごみの収集，運搬及び処分 ●ごみのリサイクルに関する普及及び啓発
37	伊賀介護保険広域連合	H 11. 2 . 2	上野市，伊賀町，島ヶ原村，阿山町，大山田村，青山町（1 市 3 町 2 村）	<ul style="list-style-type: none"> ●介護認定審査会の設置及び運営に関すること ●介護保険に係る次の事務に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格管理 ・介護保険料の賦課徴収 ・要介護認定及び要支援認定 ・保険給付 ・介護保険事業計画の策定及び事業の推進 ●介護保険制度の施行に関すること ●高齢者介護サービスシステムの開発及び管理運営 ●伊賀地区町村老人福祉施設組合の養護老人ホームの調査研究
38	一志（いちし） 地区広域連合	H 11. 4 . 1	香良洲町，一志町，白山町，嬉野町，美杉村，三雲町（5 町 1 村）	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険法に基づく介護保険事業の実施に関する事務 ●広域行政の推進に係る調査・研究及び連絡調整に関すること（H 13/5/2 追加）
39	紀南（きなん） 介護保険広域連合	H 11. 4 . 1	熊野市，御浜町，紀宝町，紀和町，鶴殿村（1 市 3 町 1 村）	<ul style="list-style-type: none"> ●介護認定審査会の設置運営に関すること ●介護保険に関する次の事務に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定，要支援認定及びその更新 ・被保険者資格管理 ・保険料の賦課徴収 ・保険給付 ●介護保険事業計画の策定に関すること ●介護保険制度の施行に関すること
40	紀北（きほく） 広域連合	H 11. 4 . 1	尾鷲市，紀伊長島町，海山町（1 市 2 町）	<ul style="list-style-type: none"> ●介護認定審査会の設置運営に関する事務 ●介護保険事業計画の策定及び連絡調整に関する事務

広域連合の展開 (村上)

No.	広域連合名	設 立 年月日	構成団体	主に処理する事務
				<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険に関する次の事務 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格管理 ・保険料の賦課徴収 ・要介護認定, 要支援認定及びその更新 ・保険給付 ●介護保険制度の施行に関する事務 ●介護保険センターの設置及び管理運営に関する事務
41	鳥羽志勢 (とばしせい) 広域連合	H 11. 4. 1	鳥羽市, 南勢町, 南島町, 浜島町, 大王町, 志摩町, 阿児町, 磯部町 (1市7町)	<ul style="list-style-type: none"> ●し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬 ●し尿及び浄化槽汚泥処理施設の設置及び管理運営 ●ごみ処理施設の設置及び管理運営 (南島町, 志摩町除く) ●資源ごみ処理施設の設置, 管理及び運営に関する事務 (H 13/7/19 追加) ●介護保険に関する次の事務 (南勢町, 南島町除く) <ul style="list-style-type: none"> ・介護認定審査会の設置運営 ・要介護認定, 要支援認定 ・介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に基づく連絡調整
42	松阪(まつさか) 地方介護広域連合	H 11. 4. 1	松阪市, 飯南町, 飯高町, 多気町, 明和町, 大台町, 勢和村, 宮川村 (1市5町2村)	<ul style="list-style-type: none"> ●介護認定審査会の設置及び運営 ●要介護認定及び要支援認定業務のうち審査及び判定 ●介護保険中央情報センターの設置, 管理及び運営 ●市町村介護保険事業計画の推進に必要な連絡調整 ●市町村老人福祉計画及び市町村老人保健計画の推進に必要な連絡調整 ●市町村障害者プランの策定及び推進に必要な連絡調整 ●三重県飯南郡・多気郡町村老人福祉施設組合の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの調査研究 ●介護に係る人材の養成
43	度会(わたらい) 広域連合	H 11. 6. 1	度会町, 南勢町, 南島町, 紀勢町, 大内山村, 大宮町 (5町1村)	<ul style="list-style-type: none"> ●介護認定審査会の設置及び運営に関すること ●訪問調査に関すること ●要介護認定, 要支援認定, 更新等の事務に関すること ●介護支援中央情報センターの設置及び運営に関すること

No.	広域連合名	設 立 年月日	構成団体	主に処理する事務
				<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に基づく関係町村との連絡調整事務に関すること ●ホームヘルパーの養成に関すること
44	鈴鹿亀山地区広域連合	H 11. 6. 1	鈴鹿市, 亀山市, 関町 (2市1町)	<ul style="list-style-type: none"> ●広域市町村圏計画の策定, 実施の連絡調整に関する事務 ●介護保険事業の実施に関する事務
45	桑名・員弁(いなべ)広域連合	H 11. 7. 1	桑名市, 多度町, 長島町, 木曾岬町, 北勢町, 員弁町, 大安町, 東員町, 藤原町(1市8町)	<ul style="list-style-type: none"> ●広域市町村圏計画の策定, 実施の連絡調整 ●し尿処理施設の設置, 管理及び運営 ●次に掲げる事項についての調査研究 <ul style="list-style-type: none"> ア 広域的な地域情報化の推進に関すること イ 広域的な環境保全の推進に関すること ウ 地方分権の推進に関すること
滋賀県				
46	湖西(こせい)広域連合	H 11.11. 1	マキノ町, 今津町, 朽木村, 安曇川町, 高島町, 新旭町(5町1村)	<ul style="list-style-type: none"> ●広域市町村圏計画の策定, 実施に必要な連絡調整 ●広域市町村圏計画において広域連合が行うこととされた事業の実施に関する事務 ●一般廃棄物の収集, 処理のための施設及び浄化槽の清掃業 ●消防事務(消防団に関する事務を除く) ●高島郡民会館の管理運営 ●湖西広域斎場の管理運営及び霊柩車の無償運行 ●湖西広域休日急病診療所の管理運営 ●公立高島総合病院の管理運営 ●障害児通園施設カンガルー教室の管理運営 ●老人保健施設陽光の里の管理運営 ●湖西広域訪問看護ステーションの管理運営 ●介護保険法及び介護保険法施行法の規定による次に掲げる事務 <ul style="list-style-type: none"> ア 保険者の事務 イ 介護保険法及び介護保険法施行法を試行するために必要な条例の制定又は改正 ウ 要介護認定又は要支援認定の手續 エ 市町村介護保険事業計画策定の準備 オ 第1号被保険者の保険料の特別徴収

広域連合の展開（村上）

No.	広域連合名	設 立 年月日	構成団体	主に処理する事務
				<p>ケアからオまでに掲げる事務に付帯する事務</p> <p>●広域にわたり処理することが適当な事務に係る課題の調査研究</p>
大阪府				
47	くすのき広域連合	H 11. 5. 6	守口市, 門真市, 四条畷市 (3市)	<p>●介護保険法及び介護保険法施行法に基づく次に掲げる事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者資格管理に関すること ○要介護認定及び要支援認定に関すること ○保険給付に関すること ○保険料の賦課及び徴収に関すること ○保険福祉事業の実施に関すること ○介護保険事業計画の策定に関すること <p>●国民健康保険事業広域化の調査研究に関する事務</p>
奈良県				
48	桜井宇陀（さくらいうだ）広域連合	H 9. 3. 4	桜井市, 大宇陀町, 菟田野町, 榛原町, 室生村, 曾爾村, 御杖村 (1市3町3村)	<p>●広域行政圏計画の策定, 実施に必要な連絡調整等</p> <p>●ふるさと市町村圏基金事業の実施</p> <p>●介護認定審査会の設置及び運営 (H 11/3/31 追加)</p> <p>●要介護認定, 要支援認定及び更新等 (H 11/3/31 追加)</p>
49	南和（なんわ）広域連合	H 9. 3. 4	五條市, 吉野町, 大淀町, 下市町, 黒滝村, 西吉野村, 天川村, 野迫川村, 大塔村, 十津川村, 下北山村, 上北山村, 川上村, 東吉野村 (1市3町10村)	<p>●広域行政圏計画の策定, 実施に必要な連絡調整等</p> <p>●ふるさと市町村圏基金事業の実施</p> <p>●介護認定審査会の設置及び運営 (H 11/4/1 追加)</p> <p>●世界文化遺産の登録及び調整に関すること (H 13/4/1 追加)</p>
鳥取県				
50	鳥取中部ふるさと広域連合	H 10. 4. 1	倉吉市, 羽合町, 泊村, 東郷町, 三朝町, 関金町, 北条町, 大栄町, 東伯町, 赤碕町 (1市8町1村)	<p>●ふるさと市町村圏計画の策定, 実施に必要な連絡調整</p> <p>●ごみ, し尿処理施設の設置及び管理</p> <p>●火葬場施設の設置管理</p> <p>●消防等に関する事務</p> <p>●交通災害共済事業に関する事務</p> <p>●視聴覚ライブラリーの設置管理</p> <p>●固定資産評価審査に関する事務</p> <p>●滞納整理に関する事務</p>

No.	広域連合名	設 立 年月日	構成団体	主に処理する事務
				<ul style="list-style-type: none"> ● 休日急患診療所の設置管理，病院群輪番制病院の運営に関する事務 ● 要介護認定及び要支援認定に係る審査及び判定に関する事務（H 14/4/1 追加） ● 鳥取県知事から委任を受けた次に掲げる事務 <ul style="list-style-type: none"> ア 火薬類の譲渡，譲受又は消費等の許可等 イ 液化石油ガス設備工事の届出の受理
51	南部箕蚊屋（みのかや）広域連合	H 11. 7 .19	西伯町，会見町，岸本町，日吉津村（3町1村）	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険に係る事業に関すること。ただし，要介護認定及び要支援認定に係る事務のうち，審査及び判定に関するものを除く。 ● 老人保健福祉計画の広域化のための調査研究に関すること ● 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条の規定により広域連合が処理することとされた指定住居サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定に係る事務に関すること
島根県				
52	雲南（うんなん）広域連合	H 11. 8 .1	仁多町，横田町，大東町，加茂町，木次町，三刀屋町，吉田村，掛合町，頓原町，赤来町（9町1村）	<ul style="list-style-type: none"> ● ふるさと市町村圏計画の策定及び同計画に基づく事業の実施に必要な連絡調整に関する事務 ● 介護保険の実施に関する事務（各種の申請書，届出書等の受付及び保険料の賦課に関する基礎資料の作成を除く） ● 広域的に行う事務の調査研究に関する事務
53	隠岐（おき）広域連合	H 11. 9 .1	島根県，西郷町，布施村，五箇村，都万村，海士町，西ノ島町，知夫村（1県3町4村）	<ul style="list-style-type: none"> ● 隠岐病院の設置，管理及び運営に関する事務 ● 隠岐島前病院の設置，管理及び運営に関する事務 ● 介護保険の実施に関する事務（県事務並びに町村事務のうち各種申請書の受理，各種証明書の交付及び要介護認定に係る調査を除く） ● 救急医療対策事業に関する事務
岡山県				
54	邑久（おく）広域連合	H 11. 7 .14	牛窓町，邑久町，長船町（3町）	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険の施行に関すること（H 13/4/1 規約更） ● 広域的課題の調査研究及び連絡調整に関すること

広域連合の展開（村上）

No.	広域連合名	設 立 年 月 日	構成団体	主に処理する事務
55	真庭広域連合	H 13. 2 . 2	勝山町，落合町，湯原町，久世町，美甘村，新庄村，川上村，八束村，中和村，北房町，富村，旭町（6町6村）	<ul style="list-style-type: none"> ●真庭広域市町村圏計画の樹立及び総合調整に関する事務（富村，旭町を除く） ●交通災害共済事業の管理運営に関する事務（富村，旭町を除く） ●育英事業の管理運営に関する事務（富村，旭町を除く） ●休日救急医療体制の整備に関すること（富村，旭町を除く） ●ふるさと市町村圏計画に基づく地域振興整備事業の実施に関する事務（富村，旭町を除く） ●広域的な高度情報ネットワークの整備及び活用に関する事務（富村，旭町を除く） ●関係町村職員の共同研修に関する事務（富村，旭町を除く） ●公共的施設の共同建設及び相互利用の調査研究に関する事務（富村，旭町を除く） ●広域青少年育成センターの設置及び管理運営に関する事務（富村，旭町を除く） ●介護保険に係る介護認定審査会の設置運営と要介護認定及び要介護支援認定業務に関する事務（北房町を除く） ●養護老人ホームの設置，管理及び運営に関する事務（富村，旭町を除く） ●し尿処理施設の設置，管理及び運営に関する事務 ●消防に関する事務（消防団及び水利施設に関する事務を除く）（富村，旭町を除く） ●液化石油ガス設備工事に関する事務（富村，旭町を除く） ●広域的課題の調査研究に関する事務（富村，旭町を除く）
広島県				
56	安芸たかた広域連合	H 12. 1 . 1	吉田町，八千代町，美土里町，高宮町，甲田町，向原町（6町）	<ul style="list-style-type: none"> ●関係町の徴収依頼に基づく町税等の滞納整理に関する事務 ●固定資産評価審査委員会に関する事務 ●介護保険法及び介護保険法施行法に基づく次の事務に関すること（各種申請等の受付に関する事務を除く） <ul style="list-style-type: none"> ア 被保険者の資格管理に関すること イ 要介護認定及び要支援認定に関すること ウ 保険給付に関すること

No.	広域連合名	設 立 年 月 日	構成団体	主に処理する事務
				エ 介護保険料の賦課及び徴収に関する こと オ 介護保険事業計画に関すること カ 保険福祉事業に関すること キ 介護保険制度の施行に関すること ●低所得者に対する介護保険サービスに係 る利用者負担軽減事業に関する事務（各 種申請等の受付に関する事務を除く） ●老人保護措置に関する事務（申出等の受 付に関する事務を除く） ●高田郡障害者福祉プランの策定及びその 推進に関する事務 ●身体障害者保護措置に関する事務（申出 等の受付に関する事務を除く） ●心身障害者就労促進事業及び精神障害者 就労促進事業に関する事務 ●休日夜間急患センター運営事業，病院郡 輪番制病院運営事業及び在宅当番・救急 医療情報提供実施事業に関する事務 ●高田地区遠隔医療推進試行的事業に関す る事務 ●関係町の一体的な産業振興に関する計画 の策定及びその推進に関する事務 ●関係町の一体的な地域情報化の推進に関 する事務 ●次に掲げる事項についての調査研究及び 連絡調整に関する事務 ア 広域的な幹線交通網整備に関するこ と イ 広域葬祭場の整備に関すること ウ 公共施設の広域的相互利用に関する こと エ その他関係町の一体的な整備で広域 連合長が必要と認める事項に関するこ と
徳島県				
57	徳島中央広域連 合	H 9 . 2 . 1	吉野町，土成町，市場 町，阿波町，鴨島町， 川島町，山川町，美郷 村（7町1村）	●広域行政圏計画の策定，実施に必要な連 絡調整等 ●ふるさと市町村圏基金事業の実施 ●介護認定審査会の設置及び運営（H 11/ 5/28 追加）

広域連合の展開（村上）

No.	広域連合名	設 立 年 月 日	構成団体	主に処理する事務
高知県				
58	中芸（ちゅうげい）広域連合	H 10. 7. 1	奈半利町，田野町，安田町，北川村，馬路村（3町2村）	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防，救急に関する事務 ● し尿処理に関する事務 ● 少年の健全な育成指導・補導に関する事務 ● 中芸広域体育館の設置，管理及び運営に関する事務 ● 介護保険制度に係る次に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護認定審査会の設置及び運営 ・ 市町村介護保険事業計画の策定 ・ 在宅介護支援センターの設置（H 12/31/31 追加） ● 広域ごみ処理施設の設置，管理及び運営（安芸広域市町村圏組合で設置するごみ処理施設を除く） ● 関係町村の企業立地に関する事務（H 13/5/23 追加） ● よさこい高知国体バレーボール競技会の準備及び開催に関する事務（H 13/5/23 追加）

No.	広域連合名	設 立 年月日	構成団体	主に処理する事務
福岡県				
59	福岡県介護保険 広域連合	H 11. 7 . 1	田川市, 柳川市, 山田市, 豊前市, 宇美町, 篠栗町, 志免町, 須恵町, 新宮町, 久山町, 津屋崎町, 玄海町, 大島村, 芦屋町, 水巻町, 岡垣町, 遠賀町, 小竹町, 鞍手町, 宮田町, 若宮町, 桂川町, 稲築町, 碓井町, 嘉穂町, 筑穂町, 穂波町, 庄内町, 額田町, 杷木町, 朝倉町, 三輪町, 夜須町, 小石原村, 宝珠山村, 二丈町, 志摩町, 吉井町, 田主丸町, 浮羽町, 北野町, 大刀洗町, 城島町, 大木町, 三潞町, 黒木町, 上陽町, 立花町, 広川町, 矢部村, 星野村, 瀬高町, 大和町, 三橋町, 山川町, 高田町, 香春町, 添田町, 金田町, 糸田町, 川崎町, 赤池町, 方城町, 大任町, 赤村, 犀川町, 勝山町, 椎田町, 吉富町, 築城町, 新吉富村, 大平村 (4市60町8村)	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の資格管理に関する事務 ●要介護認定及び要支援認定に関する事務 ●保険給付に関する事務 ●介護保険事業計画の策定に関する事務 ●保険料の賦課及び徴収に関する事務 ●その他介護保険制度の施行に関する事務
佐賀県				
60	佐賀中部広域連 合	H 11. 2 . 4	佐賀市, 多久市, 諸富町, 川副町, 東与賀町, 久保田町, 大和町, 富士町, 神崎町, 千代田町, 三田川町, 東脊振村, 脊振村, 三瀬村, 小城町, 三日月町, 牛津町, 芦刈町 (2市13町3村)	<ul style="list-style-type: none"> ●介護認定審査会の設置及び運営に関する こと ●介護保険に係る次の事務に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格管理 ・要介護認定及び要支援認定 ・保険給付 ・介護保険事業計画の作成 ・介護保険料の賦課及び徴収 ・保健福祉事業 ●介護保険制度の施行に関すること

広域連合の展開（村上）

No.	広域連合名	設 立 年月日	構成団体	主に処理する事務
長崎県				
61	西彼杵（にしそ のぎ）広域連合	H 11. 8. 1	長与町，時津町，琴海 町，西彼町，西海町， 大島町，崎戸町，大瀬 戸町，外海町（9町）	<ul style="list-style-type: none"> ●介護認定審査会の設置及び運営に関する こと ●介護保険に係る次の事務に関すること <ul style="list-style-type: none"> ア 被保険者の資格管理に関すること イ 要介護認定及び要支援認定に関する こと ウ 保険給付に関すること エ 介護保険事業計画の作成に関するこ と オ 介護保険料の賦課及び徴収に関する こと カ 保健福祉事業に関すること ●介護保険制度の施行に関すること ●ごみ処理施設の設置及び管理運営に関す ること（H 13/1/31 規約変更による事務 の追加） ●余熱利用施設の設置及び管理運営に関す ること（H 13/1/31 規約変更による事務 の追加）
62	北松（ほくしょ う）南部広域連 合	H 12. 1. 17	田平町，江迎町，鹿町 町，小佐々町，吉井町， 世知原町（6町）	<ul style="list-style-type: none"> ●介護認定審査会の設置及び運営に関する こと ●介護保険に係る次の事務に関すること <ul style="list-style-type: none"> ア 被保険者の資格管理に関すること イ 要介護認定及び要支援認定に関する こと ウ 保険給付に関すること エ 介護保険事業計画の作成に関するこ と オ 介護保険料の賦課及び徴収に関する こと カ 保健福祉事業に関すること ●介護保険制度の施行に関すること
熊本県				
63	宇城（うき）広 域連合	H 10. 2. 1	宇土市，三角町，不知 火町，城南町，富合町， 松橋町，小川町，豊野 村，中央町，砥用町（1 市8町1村）	<ul style="list-style-type: none"> ●ふるさと市町村圏計画の策定，実施，連 絡調整に関する事務 ●介護認定審査会の設置及び運営（H 11/ 5/10 追加）

No.	広域連合名	設立年月日	構成団体	主に処理する事務
64	菊池広域連合	H 10. 7. 1	菊池市, 七城町, 旭志村, 大津町, 菊陽町, 合志町, 泗水町, 西合志町 (1市6町1村)	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係市町村の一体的整備に関する調査研究, 連絡調整 ● 広域市町村圏計画の策定, 実施, 連絡調整 ● 広域行政体制の整備 ● 職員の集合研修 ● 火葬場の設置, 管理及び運営 ● し尿処理施設の設置, 管理及び運営に関すること (H 13/5/23 追加) ● 介護認定審査会の設置及び運営 (H 11/4/1 追加)
65	上益城 (かみましき) 広域連合	H 11. 4. 1	御船町, 嘉島町, 益城町, 甲佐町, 矢部町, 清和村 (5町1村)	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係町村職員の共同研修に関すること ● 介護認定審査会の設置運営に関すること ● 要介護認定及び要支援認定 ● 広域的な課題についての調査研究
66	天草広域連合	H 11. 7. 1	本渡市, 牛深市, 大矢野町, 松島町, 有明町, 姫戸町, 龍ヶ岳町, 御所浦町, 倉岳町, 栖本町, 新和町, 五和町, 荅北町, 天草町, 河浦町 (2市13町)	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護認定審査会の設置運営に関すること ● 広域市町村圏計画並びに地域経済基盤強化計画の策定及び計画の実施に必要な連絡調整に関すること ● 関係市町職員等の共同研修に関すること ● 電子計算業務の共同処理に関すること (大矢野町, 龍ヶ岳町, 御所浦町及び五和町に係る事務を除く) ● 広域サインの設置及び管理運営に関すること ● 消防に関すること (消防団及び消防水利に関する事務を除く) (H 13/7/1 追加) ● ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること (H 13/7/1 追加) ● ごみ処理施設に付帯する集会施設の設置及び管理運営に関すること (H 13/7/1 追加) ● 火葬場の設置及び管理運営に関すること (H 13/7/1 追加) ● 関係市町の広域にわたる事務のあり方の調査研究に関すること
大分県				
67	大野広域連合	H 8. 4. 1	野津町, 三重町, 清川村, 緒方町, 朝地町, 大野町, 千歳村, 犬飼町 (6町2村)	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域市町村圏計画の策定, 実施に必要な連絡調整等 ● 大野広域総合文化センターの設置, 管理等 ● 要介護認定, 要支援認定に関する審査判定業務 (H 10/10/12 追加)

広域連合の展開（村上）

No.	広域連合名	設 立 年月日	構成団体	主に処理する事務
				<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による一般廃棄物の収集運搬及び処分に関する事務 ● ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関すること ● し尿処理施設の設置、管理及び運営に関すること ● 一般廃棄物の処理、収集、運搬の業の許可又は委託に関すること ● 浄化槽清掃業の許可に関すること ● 広域的地域情報化の推進に関する事務（H 13/4/1 追加）
68	東国東（ひがしくにさき）広域連合	H 9 . 7 . 1	国見町，姫島村，国東町，武蔵町，安岐町（4町1村）	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域市町村圏計画の策定，実施に必要な連絡調整等 ● ごみ・し尿処理施設の設置管理運営等 ● 一般廃棄物収集運搬業，浄化槽清掃業の許可 ● 観光診断 ● 総合病院，伝染病隔離病舎，火葬場の設置管理運営 ● 消防及び救急 ● 東国東広域総合文化施設の設置管理運営 ● 要介護認定，要支援認定に関する審査判定業務（H 10/9/16 追加） ● 居宅介護支援事業について（H 12/4/1 追加）
69	白津（きゅうしん）広域連合	H 9 . 9 . 1	白杵市，津久見市（2市）	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域市町村圏計画の策定，実施に必要な連絡調整等 ● 葬祭場及び葬祭場公園の設置管理運営 ● 救急医療施設運営費等補助事業に関する事務 ● ふるさと市町村圏計画の策定，実施に関する事務 ● 要介護認定，要支援認定に関する審査判定業務（H 10/7/10 追加）
70	竹田直入（たけたなおいり）広域連合	H 10 . 9 . 1	竹田市，荻町，久住町，直入町（1市3町）	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域市町村圏計画策定及び実施に必要な連絡調整 ● ごみ処理施設の設置，管理及び運営並びに一般廃棄物の収集，運搬及び処分 ● し尿処理施設の設置，管理及び運営 ● 一般廃棄物の処理の委託及び一般廃棄物の収集，運搬業の許可 ● 浄化槽清掃業の許可 ● 火葬場の設置，管理及び運営

No.	広域連合名	設 立 年月日	構成団体	主に処理する事務
				<ul style="list-style-type: none"> ●救急医療業務 ●要介護認定, 要支援認定に関する審査判定業務
宮崎県				
71	日向東臼杵南部 広域連合	H 13. 4 . 1	日向市, 門川町, 東郷町, 南郷村, 西郷村, 北郷村, 諸塚村, 椎葉村 (1市2町5村)	<ul style="list-style-type: none"> ●一般廃棄物最終処分場の設置, 管理及び運営に関する事務 ●火葬場の設置, 管理及び運営に関する事務 ●し尿処理施設 (汚泥処理施設を含む) の設置, 管理及び運営に関する事務 ●ごみ処理の設置, 管理及び運営に関する事務
鹿児島県				
72	日置 (ひおき) 広域連合	H 11. 6 . 1	市来町, 東市来町, 伊集院町, 松元町, 郡山町, 日吉町, 吹上町 (7町)	<ul style="list-style-type: none"> ●介護認定審査会の審程判定業務 ●要介護認定及び要支援認定 ●介護保険法の施行に関する関係町との連絡調整に関すること
73	屋久島広域連合	H 11. 9 . 1	上屋久町, 屋久町 (2町)	<ul style="list-style-type: none"> ●火葬場の管理運営に関すること ●し尿処理施設の管理運営に関すること ●ごみ処理施設の建設事業に関すること (H 13/3/6 追加) ●介護認定審査会の審査判定業務並びに要介護認定及び要支援認定 (これらの申請の受付を除き, 認定, 更新, 変更又は取消しの行為及びその行為に関連するすべての事務を除く) に関すること ●介護保険法の施行に関する関係町との連絡調整に関すること ●次に掲げる事項についての調査研究に関すること <ul style="list-style-type: none"> ア 広域的なごみ処理の推進に関すること イ 広域的な観光の振興に関すること
74	徳之島愛ランド 広域連合	H 13. 3 . 8	徳之島町, 天城町, 伊仙町 (3町)	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ焼却施設, リサイクルプラザ, 管理型最終処分場の設置, 管理運営に関すること ●次に掲げる事務の広域処理の在り方についての調査研究 <ul style="list-style-type: none"> ア 消防・救急 イ 介護認定審査判定業務 ウ と畜場施設の設置・管理運営 エ 火葬場施設の設置・管理運営

※構成団体総数 714 (2 県 104 市 412 町 190 村 4 組合), 29 道府県
(<http://www.soumu.go.jp/kouiki/kouiki3.html>)